

『小右記』訓読・現代語訳・注釈（稿） 1

寛弘八年（一〇一一）二月四日条〜三月二十八日条

下向井研究室

はしがき

この『小右記』 訓読・現代語訳・注釈（以下、本現代語訳とする）は、広島大学大学院教育学研究科で下向井が担当している『小右記』演習（正式科目名は「日本史認識内容学特講Ⅲ・Ⅳ」）において受講生が発表した成果を、授業中に交わされた討議をふまえて補訂したものである。本号には二〇一〇年度分の前半を掲載しているが、二〇一〇年度分後半以降は、順次、本誌に連載する予定である（できるなら二〇〇九年以前分も連載したいと考えている）。受講生の人数と意欲と力量が、この企画が継続していくかどうかを左右するであろう。

凡例

一、本現代語訳は、『大日本古記録』本『小右記』の本文を読み下し、現代語訳し、注釈を付したものである。
 一、本現代語訳は、演習で報告担当者が作成した読み下し・現代語訳と発表資料をもとに、山本佳奈が大幅に補訂したうえで注釈を作成し、下向井がさらに読み下し・現代語訳について大幅に補訂を施した。しかし決定版というにはまだまだまだほど遠いので、平安時代史研究者諸賢

からご意見・ご批判をいただき、より精度の高いものにしていきたいと念じている。暫定的・過渡的な作業という意味を込めて、本現代語訳は（稿）とする。

一、表記は原則として新字体とする。ただし「僞」「闕」「哥」……などは旧字体のままとする。

一、読み下し文は歴史的仮名遣いにせず、現代仮名遣いを採用した。ただし、「僞（云・曰）、；者」の「者」は、広島大学の伝統的な読み方「てへり」に愛着があるので、「てえり」とはせず「てへり」と表記する。

一、読み下し文の句読点について、原則として終止形で終わる文の末尾には句点、文の区切りには、適宜、読点を付した。読点はできるだけ多めに付した。

一、現代語訳にあたって、本文の敬語表現は人と人との関係性を表しているためできるだけ活かすように努めたが、簡素に表現した。現代語訳での公卿人名表記の肩書きは兼官名ではなく公卿職事官名（左右大臣・大納言など）で表記する。

一、現代語訳は、読み下し文の直訳ではなく、文意に即して言葉を補ったり言い換えたり、簡略にしたりしている。

一、現代語訳にあたって、訳文に確信の持てない箇所、不十分な箇所は多々存在する。採用した訳文の解釈の根拠を注で示している場合もあ

る。

一、注釈の大半は、『平安時代史事典』『平安人名辞典』『日本国語大辞典』『国史大辞典』など辞典類の記事を抄録したものである。いちいち注記しないで使用させていただいたことをお断りしておく。

一、人名の注は、頻出者を除き初出時にのみ付した。頻出者は「主な登場人物」として、はじめに一括紹介した。

一、担当者名は一日分の条文ごとに読み下し文の冒頭の日付の下に【一】内に記した。ただし一日分の条文の途中で担当者が代わった場合は、交替した担当部分の冒頭に担当者名を付した。担当者名・学年・所属は左記の通りである。

担当者（学年順）	
教育学研究科博士課程後期二年（下向井ゼミ）	山本 佳奈
教育学研究科博士課程後期二年（下向井ゼミ）	包 黎明
教育学研究科博士課程後期一年（下向井ゼミ）	尻池 由佳
教育学研究科博士課程前期二年（白須ゼミ 東洋史）	江間さやか
教育学研究科博士課程前期二年（下向井ゼミ）	上吹越 務
教育学研究科博士課程前期一年（白須ゼミ 東洋史）	安部 弘敏
教育学部社会学系コース四年（下向井ゼミ）	平元 克弥

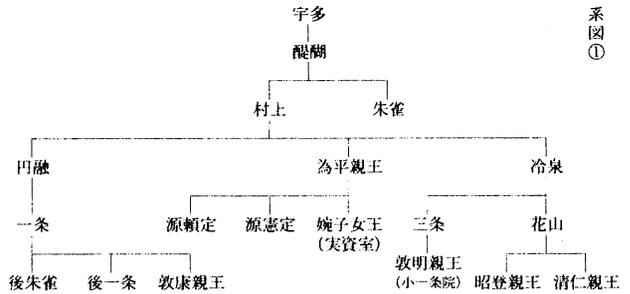
（学年は二〇一一年三月の時点）

主な登場人物「一」内は寛弘八年段階

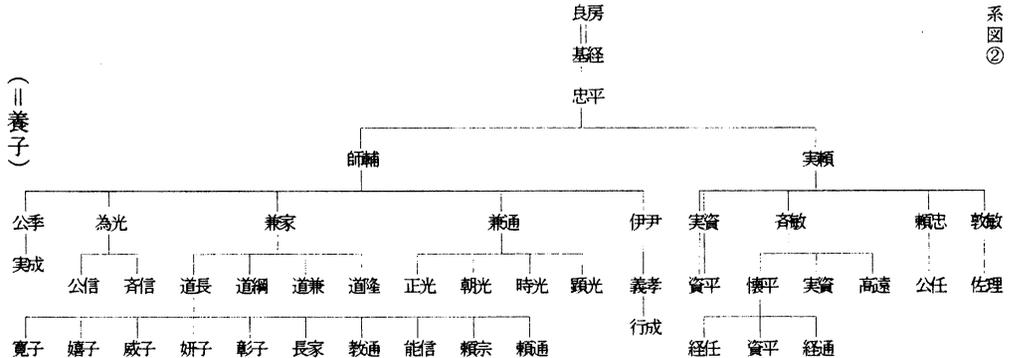
記主 藤原実資 「大納言 正二位 右大将 按察使」

（九五七〜一〇四六）『小右記』の記主。本現代語訳の主人公である。本現代語訳では、しばしば一人称「私」と表記した。『小右記』の記述は、実資がそのときどきの政治的地位にあつて、彼の知性・理性・感性を通してみた摂関期貴族社会の一断面である。右衛門督齊敏の三男。同母兄

系図①



系図②



（||養子）

に高遠・懐平がいた。摂政太政大臣実頼の養子となり、小野宮流を継承。村上・冷泉・円融・花山・一条・三条・後一条・後朱雀・後冷泉の九朝に仕える。安和二年（九六九）叙爵。天元四年（九八二）円融朝の蔵人頭となり、花山・一条朝においても頭を勤めた。永祚元年（九八九）参議に任ぜられ、右大臣従一位に至る。「賢人右府」と称され、その故実、特に実頼流の故実知識の深さ、識見は高く評価された。日記『小右記』は天元元年から長久元年（一〇四〇）に及ぶ当時の一級史料であり、また故実書『小野宮年中行事』をまとめたことも知られる。第宅は二条第と小野宮第を所有したが、前者は正暦元年（九九〇）源清延に売却した。また妻妾に関しては、源惟正女と、花山院女御であった婉子女王（式部卿為平親王女）が正室となっていたことがしられる。

一条天皇

（九八〇〜一〇二一）第六十六代天皇。在位は九八六〜一〇二一。円融天皇の第一皇子。母后は兼家と時姫との間に生まれた娘詮子。七歳で即位し、外祖父右大臣兼家が摂政となった。兼家の死後、道兼が関白、道隆が摂政となり、更に長徳元年（九九五）道長が内覧宣旨を受けた。その間、道隆が強引に伊周に次の関白を譲りたいという強い意志などもあり、そのうえ、伊周・隆家兄弟による花山院襲撃事件で伊周が配流される事件なども起こり、天皇は苦悩した。寛弘八年六月十三日、病により天皇は従兄の居貞親王（三条天皇）に譲位。同月二十二日、一条院にて崩御した。

皇太子 居貞親王（三条天皇）

（九七六〜一〇一七）第六十七代天皇。在位寛弘八（一〇一一）〜長和五（一〇一六）年。冷泉天皇の第二皇子、母は藤原兼家の女の超子。寛和二（九八六）年立太子。四半世紀に及ぶ東宮の後三十六歳で即位。藤

原道長とは反りが合わず、頼りにしたのは藤原実資であった。

藤原道長 「左大臣 正二位」

（九六六〜一〇二七）摂政兼家の五男。母は藤原時姫。同母兄弟に道隆・道兼・超子（冷泉天皇女御）・詮子（円融天皇女御）がおり、異母兄には道綱・道義がいた。室に源倫子（左大臣源雅信女）、源明子（左大臣源高明女）がおり、前者は頼通・教通・彰子・妍子・威子・嬉子を、後者は頼宗・能信・顕信・長家・寛子らを儲けたが、前者腹と後者腹の間には昇進に明確な差があった。長保元年（九九九）彰子が入内。翌年には中宮となり、寛弘五年（一〇〇八）には待望の外孫敦成親王（のちの後一条天皇）が、更に翌年には敦良親王（のちの後朱雀天皇）が誕生。同八年三条天皇が即位し、敦成親王が立太子した。邸宅は土御門第・東三条第・一条第・枇杷殿などを所有し、いずれも当時の名第として知られ、里内裏として使用されることも多かった。

藤原顕光 「右大臣 正二位 東宮傅（六月十三日）」

（九四四〜一〇二一）兼通の一男。母は昭子女王。父兼通が異母弟である朝光を寵愛していたため、官位は常に朝光に越されていた。応和元年（九六一）叙爵。左衛門佐、五位蔵人を経て、天延二年（九七四）に蔵人頭。家柄により大臣の地位には昇るが、官人としての資質に乏しく、実資が酷評しているごとく、彼の立ち居振る舞いは往々に批判、嘲笑の対象になった。

藤原道綱 「大納言 正二位 東宮傅（六月十三日）」

（九五五〜一〇二〇）摂政兼家の二男。若年の頃の様子は、母の『蜻蛉日記』に詳しい。天禄元年（九七〇）叙爵、永延元年（九八七）従三位に叙される。正暦元年（九九〇）正三位、同二年参議。長徳三年（九九

七）大納言、寛弘四年（一〇〇七）兼東宮傅（以後「傅の殿」と呼ばれる）。本邸は大炊御門大路にあった。道綱の官位が順調に進んだのは一条朝になって父兼家が外戚として政権を握つてからで、花山天皇の退位事件に際しては、弟の道兼とともに暗躍したという。しかし、道綱の昇進はその政治的な手腕や才能によるものではなく、父兼家や異母弟道長の配慮によるもので、道綱自身は文字もよく読むことができない有様であったという。

藤原齊信 「権大納言 正二位 中宮大夫 春宮大夫（六月十三日）」

（九九七〜一〇三五）太政大臣為光の二男。時の為政者道長の恪勤として知られ、藤原公任・同行成・源俊賢と並び「寛弘の四納言」と称された。天元四年（九八一）叙爵、正暦五年（九九四）藏人頭となり、長徳二年（九九六）参議に任ぜられ大納言にいたる。長元八年三月薨去。

藤原公任 「権大納言 従二位 皇太后宮大夫」

（九六六〜一〇四一）通称は四条大納言。関白太政大臣頼忠の一男。母は中務卿親王の三女敵子女王。同腹姉の遵子は円融天皇皇后、同腹妹の暉子は花山天皇の女御となる。長保元年（九九九）正月に従三位に叙される。万寿三年（一〇二六）解脱寺で出家。公任は官位の不遇に不満をいだいてはいたが、藤原齊信・同行成・源俊賢とともに一条朝の四納言と称されるように、多才で有能な政治家でもあった。多くの文学者たちとの交流もあった。

源俊賢 「権中納言 正二位 治部卿 中宮権大夫（十二月十八日）大

夫）（九五九〜一〇二七）左大臣大宰権帥高明男。母は右大臣藤原師輔の三

女。天延三年（九七五）叙爵。長徳元年（九九五）参議となり、権大納言まで昇る。この間、勘解由長官、修理大夫、治部卿、中宮（藤原彰子）権大夫、皇太后宮（同）大夫などを兼帯。寛仁三年（一〇一九）に致仕するが、太皇太后宮（同）大夫はとどめられ、更に民部卿に任ぜられた。

藤原隆家 「中納言 従二位」

（九九九〜一〇四四）関白道隆の男。母は高階成忠女の典侍貴子。長徳元年（九九五）十七歳で従三位中納言に任ぜられたが、同二年、花山院亂事件により但馬国に配流。同四年、東三条院詮子の病による恩赦に浴し帰京。兵部卿に任ぜられ、寛弘六年（一〇〇九）中納言に更任。第宅は、左京二条三坊十町の大炊御門第。

藤原行成 「権中納言 従二位 皇太后宮権大夫 侍従」

（九七二〜一〇二七）父は義孝、母は醍醐源氏・中納言保光女。長徳元年（九九五）源俊賢の推挙で藏人頭に抜擢、長保三年（一〇〇一）参議となった。権大納言となり、正二位まで昇る。万寿四年十二月四日、道長と同日に没した。藏人頭時代の勤務ぶりは精励を極め、剛直かつ冷静に事に当たり、一条天皇の信任篤く、また執政の左大臣道長にも重んぜられ、源俊賢・藤原公任・同齊信とともに後世、「寛弘四納言」と称された。当時の目立った働きとしては、二后並立のやむを得ざることを天皇に進言し、彰子の立后に協力している。参議・納言としても、故実に明るく政務に練達した有能な公卿として活躍するが、一条天皇没後は道長の側近的立場に傾いた。また、和様の最高の能書として尊重され、後世三蹟に数えられている。

藤原頼通 「権中納言 従二位（六月九日）正二位」 左衛門督 春宮
権大夫（六月十三日）大夫」

（九九二）一〇七四）藤原道長の男、母は源雅信の女倫子。摂政・関白・太政大臣に任じ、従一位に叙す。氏長者となり、宇治殿と号す。後一条・後朱雀・後冷泉の三朝にわたり摂政・関白の地位にあったが、外戚たりえず、関白を弟の教通に譲ることとなり、男子の師実には譲ることなく退隠し、摂関時代の幕引きをみせることとなった。政治家としての顕著な活動より、趣味人として歌壇などの文化的後援者としての活動が注目に値する。

藤原時光 「中納言 正三位 彈正尹」

（九四八）一〇一五）関白兼通の二男。母は中納言大江維時女の典侍咬子。天祿元年（九七〇）従五位下に叙されたのち、少納言、春宮亮、右中将などを経て、天延三年（九七五）藏人頭となる。翌貞元元年には参議となり、左兵衛督、大藏卿を歴任、長徳三年（九九七）中納言まで昇った。長保六年（一〇〇四）には彈正尹となり、尹中納言と称された。従二位まで昇る。中年以降の時期は、道長の躍進の時期に当たり、摂関主流からはずれた家系の彼は、大した活躍の場もなかった。

藤原忠輔 「権中納言 正三位 兵部卿」

（九四四）一〇一三）左大臣在衡の孫、治部卿国光の二男。文章得業生より兵部少丞、少輔とすすみ、寛和二年（九八六）一条天皇の御書始には尚復を奉仕している。左中弁に転じた後、長徳二年（九九六）七月十九日参議に任ぜられた。さらに右大弁、左大弁に任じ、寛弘二年（一〇〇五）権中納言に任ずる。同五年兵部卿になったが、長和二年六月薨去。常に空を見上げ沈思する忠輔を世人は「仰ぎ中納言」と呼んだ。

藤原有国 「参議 従二位 修理大夫 勘解由長官」

（九四三）一〇一一）父は正五位下輔道。母は近江守源俊の娘。初名在国。文章生出身で、右大弁、藏人頭、勘解由長官に任ぜられ、正暦元年（九九〇）七月、三位に昇ったが、藤原道隆の恨みを買って奏有時殺害事件に連坐、除名された。翌年復位し、長徳元年（九九五）大宰大式に任ぜられ、翌年「有国」と改名。その間藤原道長に取り入って、長保三年（一〇〇一）に帰京。その後は道長の家司として、政界あるいは詩壇に重きをなした。一条朝の代表的公卿九人の中に数えられた。権門に追従する俗物と見られることが多いが、その閲歴や詩作には、文人の面影も濃くうかがわれる。

藤原懐平 「参議 正三位 右衛門督 檢非違使別当 春宮権大夫 播磨権守」

（九五三）一〇一七）実頼孫。斎敏男、母は播磨守藤原尹文女。同母弟に実資がいるが、実資は祖父実頼の養子となったため叔父にあたることになった。一方、懐平男である資平、資頼は実資の養子となっている。安和二年（九六九）叙爵。侍従、少納言、藏人、右中弁、修理大夫、紀伊権守等を歴任し、寛和二年（九八六）非参議、長徳四年（九九八）参議、長和二年（一〇一三）権中納言。正二位まで昇る。長和元年四月、三条天皇皇后藤原成子が立后の際、天皇と不和であった道長は、吉田祭を立后と同日に挙行。露骨な妨害を行うが、懐平は天皇の懇請を請けた実資に随順して行動をともし、永く皇后宮大夫として尽くしたことは、彼の篤実剛気な性格を示すものといえよう。

藤原兼隆 「参議 従三位 右中将 伊予守」

（九八五）一〇五三）藤原道兼の男、母は大藏卿遠量の女。祖父兼家の子となる。中納言、左衛門督にいたり、正二位に叙す。長保四（一〇〇〇

二) 二月、従三位、右中将。三位中将としての活躍は日記類にみえる。

藤原正光 「参議 従三位 大藏卿 美作權守」

(九五七〜一〇一四) 藤原兼通の男、母は左馬頭藤原有年の女。左中将、藏人頭、大藏卿、参議に任じ、従三位に叙す。兄弟に顕光など。長徳四年(九九八)より大藏卿。長保元年(九九九)藏人頭大藏卿のとき、入内せる彰子の許へ御使となり、十一月、彰子に女御宣旨が下る。寛弘元年(一〇〇四)藏人頭勞九年におよび参議に任ぜらる。道長第の諸行事には必ず捧げ物をし、あるいは同道、追従している。

源経房 「参議 従三位 左中将 備前守」

(九六九〜一〇二三) 高明の四男。母は藤原師輔女。永観二年(九八四)従五位下となり、左近少将、伊予介、左近中将、備中守、藏人頭などを経て、寛弘二年(一〇〇五)参議。長和四年(一〇一五)権中納言に昇任。道長とは従兄弟の間柄となっており、摂関家へ奉仕することに努めている。大宰権帥に任命された当時、疫病が流行しており、経房は下向を嫌ったが、翌年に出立した。

藤原実成 「参議 従三位 左兵衛督 美作守」

(九七五〜一〇四四) 藤原公季の男、母は兵部卿有明親王の女。藏人頭、檢非違使別当、左兵衛督、右衛門督、中納言を経て、大宰権帥に任ず。正二位に叙す。子に公成。正暦四年(九九三)二月、少納言実成、粟田山荘の競射に出でた中ず。殿上の賭射に後方射手に選ばれたが、石清水臨時祭(三月)の試案では面目を失することもあった。長元六年(一〇三三)十二月、大宰権帥となったが、長暦元年(一〇三七)十月、安樂寺の愁訴によって権帥を止められ、長暦二年(一〇三八)除名される。

源頼定 「参議 正四位下 伊予權守」

(九七七〜一〇二〇) 村上源氏。為平親王の次男。母は源高明女。寛弘六年(一〇〇九)参議となる。官途の始め、藤原伊周の花山院亂乱事件に端を発する不敬事件に連坐し勘事に処せられたこともあるが、一条天皇時代における高名な雲客で「天下之一物」と評された。

藤原懷忠 「前大納言 従二位 民部卿」

(九三五〜一〇二〇) 大納言元方の九男。天曆四年(九五〇)叙爵。永祚元年(九八九)参議。寛弘六年(一〇〇九)には従二位大納言民部卿の地位にあつたが、男重尹の右中弁任命を申請し大納言を辞し、以後民部卿の地位にとどまるが、寛仁四年に至り薨去。村上天皇時代に叙爵してより、六代の天皇に奉仕。但し大納言辞退後は「籠居の人」といわれ、事実上過去の人となつていたとみられる。

藤原高遠 「非参議 従三位」

(九四九〜一〇一三) 中古三十六歌仙の一人。藤原北家実頼流、参議斎敏男。永祚二年(九九〇)非参議、左兵衛督などを経て、寛弘元年(一〇〇四)大宰大式、同二年正三位。六年、筑前守藤原文信の訴状により、大式を停められ上京。笛の名手で叙三位は菌妙曲による。

源憲定 「非参議 従三位」

(?〜一〇一七) 村上天皇孫。為平親王の一男、母は源高明女で、源頼定とは同母兄弟。『大鏡』には「人からこそいとしもおもはれ給はざり」と述べられ、さほど存在感のあつた人物ではなかつたと記されている。長和二年(一〇一三)皇太后藤原彰子から、その女の女房出仕を求められた際、決しかねて実資に意見を求め、実資から「太愚也」と評されている。

藤原教通 「非参議 従三位（八月十一日）正三位」 右中将

（九九六～一〇七五）太政大臣道長の三男。寛弘三年（一〇〇六）元服と同時に叙爵。侍従、右兵衛佐、左中将などを歴任し、同七年従三位、長和二年（一一〇一）参議を経ず権中納言に任ぜられる。康平三年（一一〇六）左大臣となる。治暦四年（一一〇六）後三条天皇が即位するや、頼通の譲りにより、関白に就任。延久二年（一一〇七）太政大臣になるが翌年辞退。承保二年九月薨去。正一位が追贈された。『二東記』を記したことが知られる。

藤原頼宗 「非参議 従三位」

（九九三～一〇六五）道長の二男。母は左大臣源高明女明子。寛弘元年（一〇〇四）十二月に元服。同日従五位下に叙される。侍従・左右少将・美作権守を経て同八年非参議となる。長和三年（一一〇一）一挙に権中納言に任ぜられる。この間、左右衛門督・檢非違使別当・皇太后宮権大夫・春宮大夫・按察使・右大将などを兼帯。

藤原資平

（九八六～一〇六七）懐平男、藤原実資の養子。母は源保光女。経通・資頼・経任らと兄弟。資房・資仲らの子がいた。長徳三年（九九七）叙爵、少納言を経て、長和二年（一一〇一）左中将、同四年蔵人頭。寛仁元年（一一〇一）参議となる。『小右記』にきわめて多く登場し、実資の耳目、手足としてもよく活動している。

訓読・現代語訳・注釈

二月

四日条 【上吹越】

〔読み下し〕

四日、戊申。大外記敦頼朝臣（管野）云わく、左大史奉親（小徳）宿祿（三）出家す。闕官（三）を取るべきか。大間（三）書き了りて、更に書き入るるは如何。気色に従うべきの由、先日処分を左相府に請う。相府仰せて云わく、久しく公家に仕え、既に其の勤め有り。今般に至りては、悦び乍ら欠を取るべからず。若し事の聞こえ有らば、慥（三）かには承らざるの由を申すべし、てへり。仍りて、闕官に入れずと云々。問答して云わく、左府、但波奉親朝臣（三）を以て奏任せらるべしと云々。而るに除目、左大史二の人転任し了んぬ。二の人六位なり。例、左大史一の人は五位なり。右大史一の人を任ぜざれば（三）、左府の雅意は叶わず。定めて不快有るか。件の事、また直物（三）に載すべからず。事の謬（あやまり）無きに依る。また、疑う所は但波奉親朝臣は天下の虚言第一なり。大夫史に加えられるれば、縦横の事など官底（三）に満ち、讒言（三）日を逐いて雲の如きか。嘆息する者衆し。若し、天聴に及ばば、未だ奏任させるの前に知ろしめさざるが如く転任を行わるか。また、延暦以来受領を歴するの者を以て補任するの例無し、てへり（但波奉親、史より爵に預かり、豊後守に任ずる者なり）。また云わく、清書上卿中納言忠輔、参議有国・懐平、式部の方は有国書くなり。参議頼定・右兵衛督憲定復任（三）す（本より大間に書き入る）。而るに別紙に書く。須べからく黄紙（三）に書くべし。また、勅任と書く。ただ勅と書くべきなり。違例の事極めて以て多々なり。また、大間、狼藉、文字の誤り甚だし、と云々。

〔現代語訳〕

四日、戊申。私（実資）の家人でもある大外記菅野敦頼が私に「左大史の小槻奉親が出家しました。出家による欠員を補任する必要があるのではないのでしょうか。しかしすでに大間書は書きおわっておりますので、左大史を追加記載するのはいかがなものでしょうか。この問題について外記局では、左大臣道長の意向に従うことにして、先日左大臣に決定をお願いしたところ、左大臣は、『小槻奉親は』長い間朝廷に仕えて、十分すぎる勤務実績を積んできた。今回については、彼の出家引退を祝福し彼に敬意を表して、欠員補充はするまい。もし、人から奉親出家の後任はどうなっているのかと聞かれるようなことがあれば、よく知らないと答えておくように』とおっしゃいました。そのため左大史を関官のなかに入れなかつたのです。」と報告した。このことについて私（実資）は大外記敦頼と問答した。敦頼が、「左大臣は但波奉親を左大史に奏任するつもりなのですが、すでに除目で左大史二人（次席左大史）は他官に転出しおわっています。左大史二人は六位です。例としては左大史一人（主席左大史）は五位でなければなりません。左大史一人の人を任じないなら、左大臣の思いどおりにはなりません」と言うので、私は、「そうならば左大臣道長はきつと不快に思うことだろう。左大史関官のことは、直物に載せる必要はない。誤りがあるわけでは無いからだ」と語った。敦頼は「なぜ道長が丹波奉親を左大史に抜擢しようとするのかが分かりません。彼は『天下虚言第一』の者で、彼を大夫史にしたら、官底の文書事務は大混乱に陥り、太政官の職員は彼によって道長に次々に讒言され、官底の明るい空気は一変して陰鬱なものになるでしょう。官底の連中はみな嘆いています」と語った。私は「もし但波奉親の悪評が天皇の耳に達したとしても、道長は彼を左大史に奏任する前に、悪評など何も知らないかのように彼を左大史に転任させるだろう」と語った。敦頼はまた、「延暦（七八二〜八〇六）以来、受領になった経歴のある者

を、大夫史に補任した例はありません。」と言った。但波奉親は史巡によって史から五位になり、豊後守に任ぜられた者である。この問答を終えて、敦頼はまた、「除目の清書上卿は中納言藤原忠輔、参議藤原有国、藤原懐平で、式部省に下す方は有国が書きました。参議源頼定、右兵衛督源憲定が復任しましたが、もともと二人とも一緒に大間に書いてあつたのですが、憲定は武官だから別紙に書くべきだし、勅任官だから、当然、黄紙に書くべきです。また、勅任と書いていましたが、ただ勅と書くべきです。このように違例のことが非常にたくさんありました。また、大間書も滅茶苦茶で誤字だらけでした。」と言った。

〔注釈〕

(1) 菅野敦頼

正暦四年（九九三）権少外記、同六年大外記に任ずる。以降阿波権介、筑後守など。寛弘七年（一〇一一）、大外記滋野善言の死去により、再び大外記に任ぜらる。寛仁三年（一〇一九）七月、造宮賞により四品となる。実資の家人としての初見は寛和二年（九八六）、万寿元年（一〇二四）実資小女着裳儀の奉仕まで、実資に仕えている。大外記時代は叙位除目の情報を実資に提供している。

(2) 小槻奉親（九六三〜一〇二四）

弁官局の官人。左大史算博士忠臣の男。子に左大史貞行がいた。蔵人所出納、左右少史、左大史などを歴任し、長保元年（九九九）穀倉院別当の宣旨を被る。しかし、寛弘八年（一〇一一）任国淡路より上洛の際、京に入らずして比叡山横川へ赴き、出家を遂げる。太政官内における実務を掌握し、『分脈』には「初奉官務」と載せ、五位を帯する左大史を世襲する官務家小槻氏成立の基礎をつくった。

(3) 何らかの理由（死去・出家など）によって官職に欠員が生じると、外記が関官帳を作成し、関官帳に従って、大間書を作成し除目で欠員

を補充していく。

(4) 大間書

春秋の除目の時用いられる最も重要な文書。外記が作成する。神祇官・太政官、八省及びその被管官司、彈正台、京職などからはじめて諸国、大宰府などの外官、衛府、馬寮、鎮守府に至る官司と、当時欠員となつている官職名(四等官、品官)を列挙してある。執筆の大臣は任命に随つて任官者の位階・姓名を書き入れ、年給その他の理由の明記が必要なものは姓名の下に注記(尻付)をする。最古のものは『長徳二年大間書』で、鎌倉時代の写本がある。

(5) 丹波奉親(生没年未詳)

弁官局の官人。行衡男。藤原道長の家司。長徳二年(九九六)より長保三年(一〇〇一)まで豊後守を務める。時に外従五位下。寛弘七年(一〇一〇)従五位上。翌八年、道長の強引な推挙により大夫史に任ぜられるが、その際非難を受けた。長和二年(一〇一三)太政官文殿預となり、文書管理を行った。

(6) 左大史の定員は二名(うち一人は五位)。左大史は大夫史と六位史からなり、右少史から順々に昇任し、六位左大史が史巡で五位になり、転任していく。今回の除目で左大史「二人」、右大史「一人」とあるのは「ふたり」「ひとり」と読んだのでは、解釈できない。「二の人」「次席」、「一の人」(主席)と読んで解釈してみた。また順次昇任するので右大史も左少史から昇任する。「右大史一人不任」では文意が通じない。『官史補任』からも寛弘七年から八年に史が順次昇任している様子が分かる。この「右大史」は「左大史」の誤写であろう。

(7) 直物

除目において、式部省・兵部省に下された召名の記載に姓名・官職などの誤りがあった場合、それを書き改める儀式。直物に伴い、小除目(臨時除目)が行われることも多い。原則として直物の前の除目で執

筆を担当した大臣が上卿を勤めた。①上卿が予め外記に命じて召名の誤りを調べさせ、直物勘文を作成させる。②儀式当日に外記が勘文を提出、上卿はそれを見た後に天皇に奏覧。③勘文が返されると上卿は関連する申文・関官帳などを参照しながら勘案して、勘文に従つて参議の大弁に召名を訂正させる。④天皇に奏覧した後に式部・兵部二省に下して終了。直物は陣座で行われた。小除目が合わせて行われる時には、その任命の結果を記した召名を直物とともに奏覧し、まず小除目の召名を、ついで直物を二省に下した。

(8) 官底

摂関期の官底は、大夫史を上首とする弁官局内下級事務部門。文書作成・保管などの業務を掌る。行政機能の中核を担う重要な機関。

(9) 讒言

人をおとしめるため、事実をまげ、またいつわつて、(目上の人に)その人を悪くいうこと。また、その言葉。

(10) 復任

一度解官された人物が再び任官すること。父または母が死亡した場合に解官されたが、これは本人の過怠によるものではないから、一定期間を過ぎれば、もとの官職に復任することができた。そのときは除目に依らず、宣旨によつて復任することができ、その宣旨を復任宣旨という。源憲定・頼定は、寛弘七年(一〇一〇)十一月に二人の父親である為平親王が亡くなったためいったん解官(服解)された。系図①参照。

(11) 黄紙

黄蘗で黄色に染めた紙。詔勅や伊勢神宮(縹紙)、賀茂神社(紅紙)以外の宣命や經典の用紙に利用された。『江家次第』四、除目清書事に「勅任用黄紙、但近衛大将・諸衛督依為武官、書別黄紙」と見え、勅任官の除目に用いられた。

十日条 【上吹越】

〔読み下し〕

十日、甲寅。参内す。右大臣、皇太后宮大夫（公任）・藤中納言隆家・勘解由長官（有国）、同じく参る。大臣、仁王会の事を定む。勘解執筆（檢校）左金吾頼通卿・右衛門督懷平。陰陽寮、今月晦日と勘申す。大臣云わく、季御読経の事を定め申すべし、てへり。仁王会定の後、退出す。

〔現代語訳〕

十日、甲寅。（私は）参内した。右大臣藤原顕光、権中納言藤原公任、中納言藤原隆家、参議藤原有国も同じく参内した。右大臣顕光が仁王会の事（僧名・日時・檢校）を定めた。参議有国が執筆を勤めた（檢校は権中納言藤原頼通、参議藤原懷平と決まった）。陰陽寮が仁王会の日時は今月晦日が適当であると勘申した。右大臣は、季御読経の事（日時・僧名）も定めると言った。私は仁王会定が終わったあとで退出したので、季御読経定には同座しなかった。

〔注釈〕

(1) 仁王会

護国經典として重んじられた『仁王般若経』を講じて、鎮護国家を祈念する法会。平安時代に修された官会は、即位ごとに行われる一代一度仁王会、一年に春秋各一回行われる定季仁王会、及び臨時仁王会に類別される。今回は二月二十九日に行われた仁王会のための定。この定は公卿議定ではなく右大臣顕光と参議有国が行った「定」である。

(2) 檢校

事務を檢校量すること。のちにはそれを行う人や職名。一般に上卿という行事担当公卿のことを、仁王会や造宮行事所などの場合、檢校

という。

(3) 金吾

衛門府の唐名。また、衛門督の称。

(4) 陰陽寮

中務省被官の官庁。諸種の占申や、日時・方角・御忌等の勘申、祭・祓（陰陽道）、造曆（曆道）、天文密奏（天文道）を職務とし、また報時（漏刻）を掌る。官衙は太政官の北、中務省の東。

(5) 季御読経

春秋二季ごとに、毎日百僧を宮中に請じて『大般若経』を転読させ、天皇の安寧と国家の安泰を祈る仏事。『延喜太政官式』及び『延喜圖書寮式』によれば、春二月と秋八月の二季に吉日を選び、百僧を請じて三日間を限って大極殿若しくは紫宸殿で行うとする。『大般若経』は、奈良時代以来、五穀豊穰・災害除去等の鎮護国家の目的でしばしば転読された。当初は「四季御読経」として成立したらしい。実際の季御読経では、請僧の数はまちまちで、場所についても元慶〜天徳年間（八七七〜九六一）には紫宸殿を恒例としながら、清涼殿で行われることもあり、その日数も天徳年間（九三八〜四七）以降は四日間となっている。今回は春季御読経。三月二十日から行われる。

十二日条 【上吹越】

〔読み下し〕

十二日、丙辰。今日より四箇日物忌なり。今日故院の御国忌なり。仍りて三箇寺に諷誦を修す（清水・広隆寺・北野など）。円融院に参入す。途中甚雨に遇う。内大臣・皇太后宮大夫・右衛門督・左兵衛督参入す。雲上の侍臣並びに旧臣など参入す。御堂の侍所に於いて饗饌有り。その後鐘を打たしむ。堂前の座に着す。講説、論義恒の如し。皇太后宮の御諷誦有り。夕講の次いでに行うべきの由、彼是議して堂に

仰す。行香ぎやうかう了りて各退出す。途中秉燭へいよくす。五位の堂童子どうどうし不足す。仍りて旧臣の四位二人奉仕す（藤原正方・師長）。五位また旧臣なり（藤原保昌・有家）。法師火蛇かじやを執る（藤原保昌・有家）。法師が香炉を執った。

〔現代語訳〕

十二日、丙辰。私は今日から四日間物忌である。今日は故院（円融天皇）の御国忌である。よって（物忌ではあるが外出しなければならぬので）私は清水寺、広隆寺、北野社に諷誦を修して円融院に参入した。途中で大雨にあった。内大臣藤原公季、権大納言藤原公任、参議藤原懐平、同藤原実成などが円融院に参入した。殿上人や円融天皇に仕えていた藏人・院藏人達もやって来た。御堂の侍所に食事が用意された。その後鐘を打たせて、御堂の所定の座に着した。僧の講説、論義はいつものように行われた。皇太后宮藤原遵子（円融中宮）の御諷誦が行われることになった。予定外だったので、私は夕講の際に行うことを急遽何人かで協議して決め、堂童子に伝えた。行香が終わって出席者はそれぞれ退出した。法要の途中で日が暮れた。五位の堂童子が不足していたので、旧臣の四位、藤原正方と藤原師長が堂童子を奉仕した。五位の堂童子もまた旧臣の藤原保昌、藤原有家であった。法師が香炉を執った。

〔注釈〕

(1) 物忌

「物忌」と書いた札を用いる謹慎行為。曆に注され、毎月（節切）陰陽師の書き進める物忌簡を陣・門に立て、当日閉門して外来者を禁じ、必要な者は夜前に参籠させる。

(2) 円融天皇（九五九〜九九一）

第六十四代天皇。在位九六九〜九八九年。村上天皇の第五皇子。母は中宮藤原安子。安和二年（九六九）即位。三年後、十四歳で元服。詮

子が懐仁親王（のちの一条天皇）を生むと、自ら讓位を考えざるを得ず、二十六歳で東宮師貞（花山天皇）に讓位、懐仁は東宮となる。懐仁の即位後五年、正暦二年（九九一）二月十二日崩御。

(3) 国忌

この場合は周忌法会の日のことをいう。円融天皇の国忌法要は円融院（円融寺）にて行われ、円融天皇の忌日にあたる二月十一日に始まり、十六日に結願することが多い。円融寺に参入の後、饗饗、講説・論義、行香の順に法要が行われる。

(4) 諷誦

経文または偈頌げじゆを声をあげてよむこと。実資は物忌に当たる日に外出しなければならぬ時、諷誦を修することが多い。諷誦を修する寺院は広隆寺・東寺・祇園など幅広いが、実資の場合、特に清水寺が多い。

(5) 清水寺

山城国愛宕郡、現在の京都市東山区清水にある。もとは興福寺末、法相・真言宗を兼ね、第二次大戦後独立して北法相宗総本山となる。本尊は十一面観音。創建は宝亀九年（七七八）。本尊十一面観音の霊験は早くから著名で、除病延命・増益に験ありとされた。藤原忠平・道長・実資・頼通・師通・師実・宗忠・頼長など、貴顕の参詣・参籠は諸記録に見えて枚挙にいとまない。

(6) 広隆寺

山城国葛野郡、現在の京都市右京区蜂岡に所在。『日本書紀』によると推古十一年（六〇三）に秦河勝が創始した寺のようであるが、『広隆寺縁起』には、推古三十年に秦河勝が上宮太子のために建立したとする。

(7) 北野天満宮

山城国葛野郡、現在の京都市上京区馬喰町に鎮座。祭神は菅原道真。全国に鎮座する天神・天満宮の本社として知られる。寛弘元年には一条天皇による北野行幸があり、以後、後朱雀・後冷泉・後三条・白河

・堀河・鳥羽・崇徳・近衛・二条・高倉天皇の各行幸があった。北野神社は当初、道真の霊を慰めるために創建されたが、寛和二年慶滋保胤が捧げた願文に、北野神社を学問の神と仰ぐ信仰が認められる。

(8) 円融院

山城国葛野郡にあった寺。現在の京都市右京区竜安寺御陵の下町に当たる。僧正寛朝の住房が円融上皇の御料となり、上皇は永観元年(九八三)ここに薬師堂を供養した。上皇はのち出家し住房として法華堂・塔を建立し、初めは円融院の名であった。やがて寺とされ、仁和寺を本寺とする四円寺の最初のものとなった。

(9) 藤原遵子(九五七〜一〇一七)

円融天皇の後宮。太皇太后。関白頼忠女。天元元年(九七八)四月十日、二十歳を過ぎて入内、翌月二十二日に女御の宣旨を被り弘徽殿女御と称された。後中宮となるが、この時、既に右大臣藤原兼家の女、女御詮子に懐仁親王(後の一条天皇)が生まれており、太政大臣の女とはいえ親王のいない遵子を立后させたということで素腹の后と呼ばれた。

(10) 行香

法会の時、参会の僧たちに焼香させるため、香を配つてわたすこと。また、その役目の人。台に香炉と香を載せ、僧の間を回る。朝廷の大法会の際には、殿上人がこの役目を勤めた。

(11) 堂童子

薬師寺最勝会、興福寺維摩会、また宮中の御齋会などの勅会または、特に重要な法会などに、花宮を配つたり、探題を迎えたりする役を臨時につとめる者。四・五位の殿上人などから選ばれた。

(12) 藤原正方

円融院の御灌頂に行事となることが見える。

(13) 藤原師長

藤原正雅の男。藏人、円融院判官代を経て、美作・備後・筑前・常陸などの国守に任ず。本日条以外でも、寛仁三年の円融国忌に旧臣四位として堂童子をつとめている。

(14) 藤原保昌(九五八〜一〇三六)

大納言元方孫。長保四年(一〇〇三)叙爵。日向・肥前・大和・丹後・山城・摂津などの国守、及び円融院判官代、左馬頭などを歴任。時の為政者藤原道長に任せ、いわゆる家司受領の一人であった。

(15) 藤原有家

藤原光輔の男。永延元年(九八七)円融院番頭に任じ、永祚元年(九八九)申請した式部申文を円融法王が下した。同三年九月、円融院の御灌頂に奉仕する。

(16) 火蛇

香炉。

十五日条 【尻池】

〔読み下し〕

十五日、己未。左衛門督頼通卿春日^{〔一〕}に参る^{〔二〕}。雲上侍臣・地下^{〔三〕}四位五位六位悉く以て催役し隨身し参入す。饗応せざるため^{〔四〕}、深く忿怨を結ぶと云々。大和国司^{〔五〕}(輔尹^{〔六〕})、天を仰ぎ膝を抱う。供給の方無しと云々。彼の国の僧俗、費を取り愁歎す。雲上人及び有徳者^{〔七〕}、或いは当任の吏或いは旧吏^{〔八〕}等。各随兵十・二十人を引率す。騎馬の者勝^{〔九〕}けて計うべからず。左右比ぶるものなし。是相府の定めに依ると云々。彼の共人皆布衣^{〔十〕}なり。弁官之中に在り。資平云わく、度々気色有りと云々。然れども追従せしめず。事に触れ不快と云々。弁官布衣追従の例^{〔十一〕}未だ聞かざるの事なり(左中弁朝経^{〔十二〕}・権左中弁経通^{〔十三〕}・右中弁重尹^{〔十四〕}・右少弁資業^{〔十五〕}等。左少弁積善^{〔十六〕}一人は左府の長斎^{〔十七〕}に候い、相従わざるか)。或いは云わく、金吾先ず左府に詣ず(枇杷殿^{〔十八〕})。次母氏^{〔十九〕}の許

に到る（小南^{（小）}）。光華^{（光）}を洛中の衆庶に見せしめんが為、教類を引いて東西を馳すと云々。万人以て目するのみ。資平申し送りて云わく、昨今慎む所有り。而るに今日、陪膳^{（陪）}候わざるに依り、内の召し有り。之を如何と為す、てへり。参入すべきの由を答う。午後来たりて云わく、雲上の侍臣悉く金吾に従い春日に参ると云々。仍りて資平参内せしむ。入暗、内より来たりて云わく、両度陪膳を奉仕す。主上仰せられて云わく、殿上の男等皆春日に参るかと云々。説孝朝臣^{（説）}・左大弁相尹朝臣^{（左）}（左馬頭）^{（左）}仮文^{（仮）}を進め、其の外春日に参るの由を奏す。仰せ云わく、明日又陪膳候わざるか。天気を見せしむるに、明日陪膳を奉仕すべきに似たりと云々。指したる障りなく左金吾の共に追従せざる殿上人、両頭^{（両）}・資平のみ。藏人二人彼の共に在り（惟任^{（惟）}・頼国^{（頼）}と云々）。

〔現代語訳〕

十五日、己未。権中納言藤原頼通が春日大社に参詣した。殿上人・地下の四位五位六位の者を悉く供奉の役に動員し、頼通が引き連れて参詣した。にもかかわらず饗応がなかつたので、供奉の人々は心の中で怒っていたそうだ。道長から急に命じられた大和国司藤原輔尹は天を仰ぎ膝を抱えて接待する術がないと途方に暮れているということだ。負担を強いられる大和国の僧俗は、嘆き悲しんでいる。殿上人や富裕な者、あるいは現任と旧吏の国司等は、各々随兵を十・二十人を率いて供奉し、騎馬の者は数え切れないほどで、とにかく空前無比の行列である。随兵の引率は左大臣道長が決めたことらしい。頼通に供奉した人たちは皆布衣を着用し、弁官も供奉人のなかに混じっていた。（私の養子の）資平が、「度々道長から頼通に供奉するよう要求がありますがどうしましょう」と言ってきたが、私（実資）は資平に供奉することを断らせ、「なにかにつけて不愉快なことだ」と資平に告げた。弁官が布衣を着て行列に供奉した例は未だかつて聞いたことがない（左中弁の藤原朝経・権左中弁の藤

原経通・右中弁の藤原重尹・右少弁の藤原資業等の弁官が布衣だった。左少弁の高階積善一人だけは左大臣道長の長斎に籠もっているので供奉しなかつたのであるか）。ある人は、「頼通は道長邸柩柩殿に参り、次に母源倫子の土御門第の小南第に行つた。栄華を洛中の人々に見せつけるために大勢の行列を引き連れて近衛大路を東西に渡つたのだ」と言っていた。万人がその栄華と傲慢ぶりに目を見張つた。資平が「私は昨日と今日は物忌みのため自邸で慎んでいましたが、今日は天皇の陪膳に祇候する殿上人が（頼通に供奉して）いないということで、内裏から呼び出しがありました。どのようにいたしましたでしょうか」と使いを寄越して判断を求めた。私は「参内しなさい」と答えた。午後になって（陪膳の勤めを終えた）資平が帰つて来て、「殿上人は悉く頼通に従つて春日に参詣したそうです」と告げた。そこで私は資平を再び参内させた。暗くなつてから資平が内裏から帰つて来て、「二回陪膳を奉仕いたしました。一条天皇が『殿上人たちは皆春日に参つたのか』と仰るので、『藤原説孝と左大弁の左馬頭藤原相尹は事前に休暇を出していますので、この二人を除けば、他の殿上人はみな春日に参りました』と天皇に奏上すると、天皇は『ならば明日もまた陪膳の者はいないのか』と仰いました。天皇のご様子をうかがうに、明日も私に陪膳を奉仕してほしいというご様子でした」と語つた。これといった差し障りがないのに頼通の春日参詣に供奉していない殿上人は、藤原公信と源道方の両藏人頭と資平だけである。藏人二人（藤原惟任と源頼国であろう）は頼通のお供に従っている。

〔注釈〕

（一）春日大社

大和国添上郡内、現在の奈良市春日野町に鎮座。朝廷の公的祭祀（公祭）をうける別格の社とされた。藤原北家の良房以来、摂関家としての地位を確立させ、春日の社領も藤原氏の荘園や興福寺領の所職・年

貢公事の一部が分与して寄進され、社務の運営に充てられた。撰閣制が定着をみる兼家の時、永祚元年（九八九）初めて一条天皇の春日行幸が行われ、兼家も撰閣賀茂詣に準じて春日詣を実施した。

(2) 頼通の春日詣

本日条における頼通の春日参詣は、『春日祭歴名部類』によれば、「同八年二月十六日、庚申、祭（式）日依禁中穢延引、権中納言左衛門督東宮権大夫頼通此日参春日社、若上卿敷」とあり、春日祭上卿のためのものであったと思われる。春日祭とは、二月・十一月の上の申の日に行われた奈良春日大社の祭り。

(3) 地下

清涼殿の殿上の間に昇殿することを許されていない者の通称。堂上・殿上人等に対していう。下人とも。一般に藏人を除く六位以下の者、及び四位・五位で昇殿の勅許を得ていない者をいう。但し、公卿は大抵昇殿を許されているが、その資格を一時的に奪われて、地下の公卿、地下の上達部と呼ばれることもある。

(4) 本文は「為不饗^{（非カ）}応、深結忿怨云々」と傍書するが、底本が正しい。

(5) 藤原輔尹（？〜一〇二二）

秀才、大学助を経て正暦四年（九九三）には藏人式部丞で藤原道兼の家人であった。その後、伊賀守、右少弁、左少弁、山城守、大和守を歴任した。

(6) 有徳者

『日本国語大辞典』によれば、徳のある人、人格者。また「有徳人」という項目もあり、そこには、「富裕な人。金持ち。有徳者」とある。ここでは、課役に応じることのできる地下四位五位六位の富裕な人の意である。

(7) まだ公文勘会を經ていない任期満了後二年以内の受領。源頼親。

(8) 布衣

狩衣のこと。元来、狩衣は公家が遊獵の時に着る表着で、布（麻布）製であったため布衣と呼ばれた。その形式は盤領、身一幅の脇明け、袖口に括りの緒を通す軽便な衣。平安中期以降は五位以上の者が綾や固織物・薄物など、絹の紋織物で製した狩衣を、また六位以下が布製のほか無文の絹のものを着用するようになった。そこで、後者を布衣と称する場合もあり、その身分の者を布衣と呼んだ。

(9) 「弁官布衣追從之例未聞之事也」

五位以上の貴族たる弁官が、六位以下の下級官人の着用する布衣を着て、序列なく一緒に付き従っていることは前代未聞。他の例では、弁官は直衣・衣冠等を着用している（『中右記』寛治六年二月六日条）。

(10) 藤原朝経（九七三〜一〇二九）

朝光男。母は重明親王女。寛和二年（九八六）十一月二十日叙爵、五位藏人、右大弁、藏人頭等を経て、長和四年（一〇一五）二月十八日参議に任ぜられた。正三位権中納言まで進み、長元二年七月四日薨去。室は藤原奉職女。子に誠任・基房・基宗・円朝がいた。『御堂関白記』によく登場するが、有能な官吏であるとともに、道長に私的にも接近している。

(11) 藤原経通（九八二〜一〇五一）

権中納言懐平男。母は中納言源保光女。同母弟に資平がいる。永祚二年（九九〇）叙爵。左少将、藏人、左右中弁、中宮（藤原彰子）権亮、播磨権守、春宮（敦成親王、のちの後一条天皇）亮等を歴任し、長和五年（一〇一六）藏人頭、寛仁三年（一〇一九）参議（左京大夫在任）、長元二年（一〇二九）権中納言となるが、永承六年八月十六日に至り薨去。経通の叔父に当たる藤原実資は、彼の才学を認めながらも、その行動にはしばしば批判的であった。

(12) 藤原重尹（九八四〜一〇五一）

大納言懐忠男。長徳五年(九九九)叙爵。寛弘六年(一〇〇九)父の大納言辞退の代わりとして右中弁となる。万寿三年(一〇二六)藏人頭。長元二年(一〇二九)参議。

(13) 藤原資業(九八八〜一〇七〇)

参議有国の七男。母は播磨守橘仲遠女で典侍従三位徳子。文章生より出身し、右少弁、東宮学士、五位藏人等を経て、寛仁元年(一一〇一七)正五位下文章博士となったが翌年辞し、同三年左少弁、翌年丹波守となる。東宮学士・三条院別当を務めて皇室に親近するとともに、一時期、藤原道長の家司を務めたこともある。

(14) 高階積善(生没年未詳)

式部大輔成忠の八男。外記、伊予掾を経て長徳三年(九九七)課試及第、宮内丞に任ずる(『除目大成抄』八)。次いで弾正少弼となり、寛弘八年(一一〇一)左少弁。

(15) 道長は御嶽精進のため籠居中である。

(16) 枇杷殿

平安全期を通しての名邸。平安左京一条三坊十五町、現在の京都御苑南西部に存した。一条・三条両天皇の里内裏。寛弘二年(一一〇五)の内裏焼亡に際しては、当時東宮であった三条天皇が移御し、同六年の焼亡の時は一条天皇が遷御した。この後すぐ故皇后定子所生の脩子内親王・敦康親王も参入し、続いて中宮彰子と所生の敦成親王も東対に移御した。建物の配置については、数回の焼亡の前後にさしたる相違も見られず、寢殿を中心として北対・東対・東対代・西一対・西二対が存し、南には池があり、良質の湧水があったようである。

(17) 源倫子(九六四〜一〇五三)

藤原道長の正室。父は左大臣源雅信。母は藤原穆子。永延二年(九九八)彰子(一条天皇中宮)、正暦三年(九九二)頼通、同五年妍子(三条天皇中宮)、長徳二年(九九六)教通、長保元年(九九九)威子(後

一条天皇中宮)、寛弘四年(一〇〇七)嬉子を生む。

(18) 小南

土御門第にある小南第。

(19) 光華

栄えること。また、榮譽。

(20) 陪膳

天皇や公卿などの貴人に食膳を供すること、またはそれに奉仕する人をいう。実際に貴人に食膳を供するのを陪膳、陪膳者に食膳を取り次ぐのを役送といつて区別した。『侍中群要』によると、寛弘二年(一一〇五)には陪膳に奉仕する四位の侍臣は五〜六名ずつ四番に結番されていて、故なく三度の闕怠があった時は昇殿を停められた。但し、その結番の数は昇殿を許された四位の殿上人の数によって一定ではなかったらしい。また一条天皇時代、藤原安親が藏人頭であった時から『陪膳記』がつけられ、陪膳に奉仕した者の名が書きとどめられた。

(21) 藤原説孝(九四七〜?)

中納言為輔の二男。母は参議藤原守義女。寛弘四年(一一〇七)、左大臣藤原道長第における作文に召されていることから、文章道の出身と考えられる。

(22) 藤原相尹(生没年未詳)

一条朝から三条朝のころにかけての官人。大藏卿・右馬頭遠量男。母は参議藤原有相女。左右少将等を経て、正四位下左馬頭まで進む。長徳二年(九九六)、藤原伊周・隆家兄弟による花山院亂事事件に連坐し、勘事に処されたことがある。

(23) 仮文

官人が休暇を請う時に提出する文書。

(24) 藤原公信(九七七〜一〇二六)

太政大臣為光の六男。母は太政大臣伊尹の二女。室に参議藤原正光女

光子がおり、公信との間に左京大夫実康を儲ける。光子は左大臣藤原道長女の彰子・妍子に女房として仕え、また歌人として秀で土御門御匣殿と号した。長徳元年（九九五）叙爵。侍従、右兵衛佐、少納言、右少将、美作権守、内藏頭等を歴任し、寛弘六年（一〇〇九）藏人頭、長和二年（一〇一三）参議となり、従二位権中納言に至る。議政官として敦成・敦良親王（のちの後一条・後朱雀天皇）の春宮権大夫、右兵衛督、檢非違使別当等を兼帯。

源道方（九六九〜一〇四四）

平安中期の官人。宇多源氏。六条左大臣重信の五男。寛和二年（九八六）七月二十二日従五位下に叙されてより、侍従、右兵衛権佐、少納言を経て弁官となる。その間、宮内卿・藏人頭・播磨守・勘解由長官を兼任し、長和元年（一〇一一）八月左大弁に転じ、同年十二月参議に任ぜられた。寛徳元年九月二十五日出家、同日薨去。

(25) 藤原惟任

藤原寧親の男、母は安芸守貞忠女。式部・藏人を経て、左兵衛佐に任じ、因幡・丹後・信濃・周防等の守を歴任する。寛弘五年、藏人になり、同年道長の賀茂詣に舞人をつとめる。寛弘六年、藏人右衛門尉。敦成親王の参内に、若宮料の御馬を牽く。藏人としての活躍は『小右記』・『御堂関白記』にこの他にも見える。長和四年、道長の三十講に僧料として牛二十頭を献じている。治安三年、実資に黒毛の馬一疋を献じる。万寿四年（一〇二七）、二条京極西の惟任宅東板屋が類焼し、実資の見舞いがあった。長元二年、頼通病のため高吟すと告げる。

(26) 源頼国（？〜一〇五八）

清和源氏。頼光の嫡男。文章生、藏人、檢非違使、左衛門尉、内藏頭、太皇太后宮（上東門院）大進を歴任し、その間に美濃・讃岐等の国守にもなった。とりわけ文人貴族の色彩が濃いのが、左大臣藤原道長の命を受けて下山人の捕送に関わったこと、及び抜刀して宮中に侵入した

法師を女院（上東門院）の御座所の弘徽殿近くで捕らえたことなどは檢非違使としての任務を遂行したものである。後者の功で従四位上に加階。長元四年（一〇三一）晩秋に女院が行った石清水・住吉参詣に際して女院の車を献進するなど、大進としての任務を超えて道長家に奉仕した。なお女の一人は撰関藤原師実（道長の孫）に嫁し（子の家忠は従一位左大臣）、また白河院政下で「夜の関白」とあだ名された権中納言藤原頼隆の生母も女の一人である。

十九日条 【尻池】

〔読み下し〕

十九日、癸亥。今晩優吉の夢想有り。忠仁公（ちゅうじんこう）の御物を伝え得るの事なり。事多く注さざるのみ。又先年忠仁公の御事を夢見る。已に兩度に及ぶ。亦前年貞信公（ていしんこう）累代の巡方（ずんぽう）玉御帶（たまごび）を給わるを夢見る。

〔現代語訳〕

十九日、癸亥。今朝未明に「優吉の」（たいそうめでたい）夢を見た。忠仁公（藤原良房）の御物を伝領した夢である。多くは記さない。先年忠仁公の事を夢に見て、今回で二度目になる。また、去年貞信公（藤原忠平）から累代の巡方の玉の石帯を頂戴した夢を見た。

〔注釈〕

(1) 藤原良房（八〇四〜八七二）

冬嗣の二男。母の藤原美都子が嵯峨天皇の尚侍で、父も信任が篤かった関係から、その皇女潔姫が十一歳の時降嫁された。天安二年（八五八）に文徳天皇が三十二歳で崩御し、惟仁親王が九歳で即位（清和天皇）すると外祖父として「万機の政を撰行」した。人臣撰政の嚆矢であり、この一事が藤原氏による撰関独占体制の端緒となった点を考え

るとその意義は大きい。貞観十三年（八七一）准三宮となり年官年爵を賜り、翌年の九月二日に東一条第において六十九歳の生涯を閉じた。遺骸は山城国愛宕郡白河辺の後愛宕墓に葬られた（『延喜諸陵寮式』）。正一位を追贈され、忠仁公と諡され、美濃国に封ぜられた。

(2) 藤原忠平（八八〇〜九四九）

太政大臣基経の四男。母は四品彈正尹人康親王女。左大臣時平・同仲平の同母弟。醍醐天皇が讓位し幼齡の朱雀天皇が即位すると新帝の摂政となり、元服後は関白の詔を受け、天慶九年（九四六）村上天皇が即位すると引き続いて関白となっている。天曆三年八月十四日没。時に七十歳。諡を貞信公といい、邸に因んで小一条太政大臣と呼ばれた。醍醐天皇没後の朱雀・村上朝では摂政・関白として朝政を取り仕切り、やがて息男の実頼らも助力するようになり、安定した政権体制を構築した。兄時平の子孫が栄えなかつたのに対し忠平一門は摂関家の主流となつていき、天神の加護を得たといわれた。忠平執政の時代は、負名支配に基づく王朝国家体制や律令的国司支配と異なる受領支配がほぼ完成し、撰関期的支配秩序が形成された時期に当たる。忠平は朝儀・故実に通じ、その説は子孫に継承され規範となり、その日記『貞信公記』はすこぶる珍重された。

(3) 巡方帯

束帯着用の時に用いる革製で黒漆を塗った、細長く石の飾りが付いている石帯の一種。有職では「ずんぼう」という。正方形の石、即ち巡方という飾りを付けたもので、重い儀式の時に用いた。

(4) 玉帯

束帯・布袴の時に用いる帯。宝玉で飾つたもの。また鈔かの材料が宝玉である三位（参議）以上のものを特に玉帯ともいう。

二十八日条 【尻池】

〔読み下し〕

廿八日、壬申。頭弁陣腋に於いて雑事を談じる次いで云わく、頭中将、神祇祐直是盛し申す旨を以て奏聞す。其の詞に云わく、齋宮さいくう殿上の間ま御灯ごとう有るべからず、てへり。仰せて云わく、聞かざるの事なり。勸文かんぶんを進むべきの由論旨りんじ有り、てへり。余退出の後延喜式えんぎしきを引見す（一帙第五卷齋宮）。云わく、凡そ齋宮將に大神宮に入らんとするの時、九月一日より卅日まで、京畿内・伊勢・近江等の国は北辰ほくしんに灯を奉ること及び拳哀こゝろあはれを得ず。今案ずるに、齋王伊勢に下るの年の九月、御灯を停止するのみ¹⁰。

〔現代語訳〕

二十八日、壬申。頭弁源道方が左近衛陣の腋で私に雑事を報告したとき、「頭中将藤原公信が神祇祐の直是盛が申したことを天皇に奏聞しました。その内容は、齋宮が宮中にいらつしやる間は、御灯を奉つてはいけないういものでした。天皇は『そのようなことは聞いたことがない』と仰り、『勸文を提出させなさい』という論旨がありました」と伝えた。私は退出した後、『延喜式』の一帙第五卷齋宮の部分調べてみた。それによれば、齋宮が伊勢神宮に下向する年の九月一日から三十日まで、京畿内・伊勢・近江等の国々は北辰に灯を奉ることと拳哀をしてはいけないういものであった。調べて分かつたのは、齋王が伊勢に下向する年の九月に御灯を停止するだけであつて、齋宮が卜定もされてい今年九月に停止する必要はない、ということだ。

〔注釈〕

(1) 直是盛（生没年不詳）

神祇大祐にいたり、子に直是氏がある。

(2) 齋宮

一般に伊勢齋王をさすが、その居処である齋王宮をいう。齋王は、天皇即位後まもなく天照大神の御杖代として伊勢神宮に奉仕する。

『延喜齋寮式』によれば、未婚の内親王または女王の中から卜定され、翌年の七月までの約一年間宮城内の便所の初齋院に入り修齋され、続いて宮城外の浄野(平安時代以降は嵯峨野)に造られる野宮で一年あまり潔齋に努めた。卜定後三年目の九月上旬の吉日を選び、伊勢へと群行した。群行に際しては、あらかじめ装束司・行禊前後次第司・行禊陪従・勅(送)使・長奉送(監送)使等を定め、齋宮の寮官・十二司除目を行う。それに先立って大中臣の氏人を大祓使とし、左右京・五畿内・七道・近江・伊勢及び大神宮に遣わし祓除を修し、建礼門・朱雀門においても大祓を行う。一方、官符を下して九月を以て齋月となし、京畿内と路次国での仏教行事を一か月間禁じた。

(3) 「齋宮殿上間」

伊勢齋宮は恭子女王が寛弘七年(一〇一〇)十一月七日退下、三条皇女当子内親王卜定が長和元年(一一〇二)十二月四日である。

(4) 御灯

毎年三月三日と九月三日に、天皇自ら北辰(北極星)に灯火を捧げて、国土安穩、天変地異の回避などを祈った行事。また、その時捧げる灯火をもいう。九世紀後半ごろから朝廷の恒例の行事として取り入れられた。行事としては、その月の一日から精進潔齋が行われ、当日には天皇の身体の祓を行うのが通例で、この日は多くの場合、廃務とされた。他方、この月に齋王が伊勢に入ることがある時は御灯は停止となるのが慣例であり、また穢ある時は灯火を奉らない由を申す。由祓よのほろえが行われた。

(5) 勘文

諸事について諮問を受けた官人や官司が差し出す上申書をいう。「かも

ん」とも。しばしば主計寮・主税寮・外記局・文殿・神祇官・陰陽寮・検非違使等の官衙や紀伝・明経・明法・陰陽・曆・天文・宿曜・医などの諸道が諮問の対象となり、先例・故実を調べたり、吉凶の判断を行い、その結果を答申している。先例を勘申したものが勘例である。

(6) 編旨

勅旨あるいは天皇の仰せ。

(7) 延喜式

五〇巻。いわゆる三代格式の一。数え方にもよるが、およそ三三〇〇条の施行細則を官司別に編纂した古代法典。

(8) 北辰

(北辰の星辰の意) 北極星。

(9) 举哀

死者を悼み、柩の前で涕泣の声をあげる儀礼。中国から伝わったもの。

(10) 『延喜式』第五神祇五齋宮に「凡齋王将入大神宮之時、自九月一日迄卅日、京畿内、伊勢、近江等国、不得奉灯北辰、及举哀改葬」とある。

二十九日条 【包】

〔読み下し〕

廿九日、癸酉。前都督ととくの消息に云わく、經通朝臣今に封しを用いず、てへり。此の朝臣貴人の体を庶幾しせず、凡人に異ならざる者なり。偏ひとへに下人のことに就き、骨肉しを忽諸しす。しかるべからざるか。一日史守重しを以て仁王会闕請しを云い遣わす。指したる返報無く、所望無きの両口の僧を補し入る(中宮し、尚侍し)。また己の宅の僧・右衛門督の家僧等を補す。すでに十余人闕請有り。就中なかにここより兩人の辞書を送る。観音院しの僧正しの消息に依り一人を補すべきの由を云い遣わす。而るに請い補すること無し。極めて奇怪なり。經通朝臣追従を以て宗と為す者なり。三位中将(教通)の車の簾を褰かぐと云々。身、左中弁たり。

すでに重職に忝くす。而るに其の志布衣に異ならず。一家の風を伝うべからざるに似たり。才学有ると雖もなんすれぞなんすれぞ。田畑の事営々と云々。尤も弾指^①すべし。又是非を弁ずべしと雖も、還りてまた迷うに似たるのみ。

〔現代語訳〕

二十九日、癸酉。(私の兄である)前大宰大貳藤原高遠からの手紙で、「甥の藤原経通は今でも封を用いていない」(書状に丁重さを示す封をしてないことを指すか)と不満を漏らしてきた。手紙は続けて、「経通は嘆かわしいことに貴人としての体面などどうでもいいようだ。庶民と何ら変わらない男だ。ひたすら下人のことに執心して、肉親のことをないがしろにしている。けしからんではないか」と書き、さらに「先日、私は左少史の船守重を通して、仁王会の請僧の闕請(辞退者補充)について何とかしてくれないかと経通に連絡したが、(経通は私に)これといった返報もしないまま、本人が所望してもいない二人の僧を補していた。それは中宮藤原彰子と尚侍藤原妍子付きの僧である。また経通宅の僧と経通の実父である参議藤原懐平の家の僧などを補していた。すでに十数人の闕請(補充すべき欠員)がある。とりわけこちらからも二人の辞書(辞退届)を送り、かわりに観音院僧正勝算から依頼された一人を補してほしいと伝えたのに、請い補してくれていない。大変奇怪なことだ。経通は権勢者に追従することに意をそそぐ者である。三位中将藤原教通の車の簾をかかげるといふ卑屈な行爲をしたとも聞いている。彼は左中弁であり、すでに重要な職務をいただいている身である。それなのにその精神は下級の者と異ならない。彼のような者には小野宮流の家風を伝えるべきではないようだ。才学があるとはいっても何になろうか。彼は田畑のこと(所領経営)にも熱心のようにだ」と書いてあった。たしかに厳しく注意しなければなるまい。また経通は自分がしていることの善し

悪しを自分で判断をしなければならぬはずなのに、かえってどう行動するのがいいのか迷ってしまうようだ。

〔注釈〕

(1) 封

相手に届くまで他見を許さない意味で封を加えること。料紙の折り方、料紙の使い方まで含めて書札用文書の形状全体を封式という。本文を書いた本紙と札紙を背中合わせに重ね、本紙が内側になるように左から折りたたみ、本紙の袖(右端)の下半分を細く切つて紐の代わりにして巻き、封を表すため墨を引く(墨引きは札紙の左端に書かれることになる)。これが切封。また本紙・札紙を折りたたんで封紙で包み、上書きとして充所・差出書を書き折封・捻封をして相手に届ける。封紙を省略したり、さらに札紙まで省略して本紙だけで届ける略式もある。経通はいつも略式の書状を出し、高遠に不快な思いをさせていたのであろう。

(2) 庶幾

望み願うこと。

(3) 骨肉

親子、兄弟など血縁関係にある者。肉親。

(4) 忽諸

上の命令などをないがしろにすること。おろそかにすること。

(5) 船守重

寛弘元年(一〇〇四)、正六上行右少史船宿祢守重。寛弘六・八年、史守重。寛弘八年、左少史船守重官奏に奉仕する。長和元年(一〇一二)、史守重、結政に奉仕し、長和二年史守重、実資の僕とみえる。寛弘七年には右少史、寛弘八年十二月には左少史であることが確認できるので、今回の除目で左少史になったのだろう。

(6) 欠請

請僧の欠員、法会に参列する僧に生じた空席。

(7) 藤原彰子(九八八〜一〇七四)

一条天皇の中宮。後一条・後朱雀天皇の母。摂政太政大臣道長女。母は源雅信女の倫子。長保元年(九九九)入内、翌二年に十三歳で中宮となり、それまで中宮だった定子は皇后となった。寛弘四年(一〇〇七)彰子は二十歳になったが、まだ懐妊の兆候もなく、道長は少し焦り気味になり、吉野の金峯山に登っている。その目的は、経筒を埋蔵するという修験の意味があり、山伏姿で登る厳肅なものであったと『御堂関白記』に詳しく書かれている。翌五年九月に敦成親王(後一条天皇)が誕生し、続いて翌年十一月敦良親王(後朱雀天皇)が誕生した。ここに道長は完全に外戚としての地位を築くことができたのである。寛弘八年一条天皇が崩御して皇太后となる。万寿三年(一〇二六)三十九歳で出家し、上東門院の称号を受け女院となった。承保元年、八十七歳で崩御。

(8) 藤原妍子(九九四〜一〇二七)

摂政道長の二女。母は源倫子。寛弘元年(一〇〇四)尚侍となる。寛弘七年二月、東宮居貞親王(のちの三条天皇)のもとに入る。同八年女御となる。長和元年(一〇二二)中宮となる。禎二年、禎子内親王を出産するが、皇子でなかったことから道長は露骨な不快感を示した。寛仁二年(一〇一八)皇太后となり、妹威子が中宮に立った。ここに道長は太皇太后彰子を合わせて一家三后の栄花を築いた。

(9) 観音院(大雲寺)

山城国愛宕郡小野郷、現在の京都市左京区岩倉に所在。本尊は十一面観音。『大雲寺縁起』によると、天禄二年(九七一)延暦寺において西方の石蔵の峰から紫雲のたなびくのを見た中納言藤原文範が、真覚を開基とし、園城寺の別院として建立したと伝える。天元三年(九八

〇)円融天皇の御願寺となり、寛和元年(九八五)皇太后昌子内親王は、僧正余慶を開基とし大雲寺内に観音院を建立。盛大な供養が営まれ、以後貴紳の崇敬を篤くした。長保元年(九九九)昌子内親王は観音院に葬られている。天元四年、余慶の法性寺座主就任に端を発し、山門・寺門の対立は深まり、正暦四年(九九三)余慶は一門を率いて大雲寺に移り、檢校及び観音院別当として止住した。山門派との抗争の渦中であって、寛仁二年(一〇一八)には「寺中多破壊」(『小右記』)。

(10) 勝算(九三九〜一〇二二)

園城寺僧。俗姓滋野氏。僧正余慶に入室。灌頂を受ける。のち観修・慶祚・穆算とともに余慶の四神足の一人に数えられた。天元三年(九八〇)余慶の奏請により観音院初代阿闍梨となる。永観二年(九八四)権律師に任ぜられ、僧正に至る。永延年間(九八七〜八九)佐伯公行の建立した修学院の開基となり、正暦二年(九九一)園城寺長吏に補される。寛弘五年(一〇〇八)長吏職に重補。同八年十月二十九日に至り入寂。修学院僧正と号した。有験の僧として聞こえ、太皇太后昌子内親王、藤原道長、東三条院(藤原詮子)、敦康親王など、当時の貴紳の病に際し修法を行った。『続本朝往生伝』は「天下之一物」の一人に数える。

(11) 弾指

非難すること。排斥すること。

三月

二日条 【江間】

【読み下し】

二日、乙亥。去る夕、枇杷殿（こ）に犬の産の穢けがれ有り。是れ左相国の長

齋の処なり。卿相達云わく、勘解由長官、相府に申して云わく、長齋の間少々穢れたる時、解除し参入すること更に咎無し、と云々。彼是心中以て追従の詞と為る。但し長齋の内に触穢有るの時、参入の事聞かざるのみ。怖畏有るべし。晩頭退出す。藤中納言参入す。織部司に於いて相揖し各退く。

〔現代語訳〕

二日、乙亥。昨夕に枇把殿で犬の出産の穢があつた。この枇把殿は左大臣の藤原道長が御嶽詣のために長齋している精進所である。公卿たちが、「参議藤原有国が道長に、長齋の間に多少の穢があつたとしても、解除しさえすれば参入することはまったく問題ない、と言つたそうだ」と話していた。公卿たちはそれぞれ心中の思いが思わず道長への追従の言葉となるのだ。ただし長齋中に触穢があつたとき参入するなど聞いたことがない。恐ろしいことだ。夜に入るところ私は一条院内裏を退出した。中納言藤原隆家が入れ違いに内裏に参入してきた。私たちは織部司の辺りで互いに挨拶し、私は帰宅し、隆家は参内した。

〔注釈〕

(1) 道長は二回目の御嶽詣を期し(一回目は寛弘四年)、正月八日からここを精進所として籠っている(『御堂関白記』同年正月八日条)。

道長の御嶽精進

①寛弘四年

閏五月十七日

六月 八日

二十二日

三十日

七月 一日

長齋始め、鴨川にて解除

笠置寺参詣

賀茂詣

鴨川にて解除

松崎にて解除、雷

②寛弘八年

八月 三日 解除
八月 二日 出發
八月 十四日 帰京

一月 五日 長齋始め、解除

二月 二十二日 犬死発見、鴨川にて解除

二月 二十五日 鴨川にて解除

二月 二十八日 金泥法華経準備始め

二月 三日 鴨川にて解除

二月 七日 解除

二月 九日 解除

二月 十六日 霊所七瀬祓始め、鴨川にて解除

二月 十九日 鳴滝にて解除

二月 二十日 耳敏川にて解除

二月 二十三日 松崎にて解除、雷

二月 二十四日 大井川にて解除

二月 二十五日 鴨川にて解除

二月 二十六日 般若寺の滝にて解除

二月 二十九日 金泥法華経写経始め

三月 二日 犬産穢、鴨川にて解除

三月 五日 鴨川にて解除

三月 八日 鴨川にて解除

三月 九日 御嶽詣停止、使を定む

三月 十二日 使発遣停止、解除

(2) 穢

人間生活を不幸にすると信じられた一切の不浄をいう。死穢・産穢・

月事穢・殺人穢・改葬穢・傷胎穢・失火穢・喫肉穢・食五辛穢・獸死穢等がある。穢に触れることを触穢と称し、その場合、一定の期間は神事・参内などができないという規定であった。不浄の最たるものは人死で三〇日間の忌が必要とあり、次いで産穢の七日、六畜死の五日、六畜産の三日と続いている。また穢が発生したため政治に支障が生じたり、公的な行事をはばかることもあったが、触穢思想は私的な社寺参詣、個人の日常生活にまで影響を及ぼした。ここでは六畜産の穢であるから三日間忌む。

(3) 長齋（御嶽精進）

大和国吉野郡の金峯山に参詣するための精進。登拝に先立って行う五十日・百日間の精進潔齋を「みたけそうじ（御嶽精進）」と称し、諸記録に散見する。

(4) 解除（祓）

罪穢を除去すること。人形・解繩・切麻を用いて中臣祓を読む所作が一般的。平安時代には大別して、神祇官の祓のほか、中期からは陰陽道・仏教に伝わった祓、末期には伊勢神宮祠官の祓などがある。天皇のための御祓（御禊）は、神祇官の宮主が奉仕し大麻を捧げて中臣祓を奏した。十世紀以降は貴族社会を触穢意識が重苦しく覆うようになり、陰陽師による河臨祓・七瀬祓が流行する。この時には陰陽師も中臣祓を説き申しており、神道祓が受容された。天皇のための公的な祓とともに撰閑家はじめ臣下の私的な祓も専ら陰陽師があずかり、個人の家に招かれて家祓や安産・病氣祈禱に従った。

(5) 藤原隆家の第宅は、左京二条三坊十町の大炊御門第。

(6) 織部司

宮廷・貴族用の高級絹織物である綾・羅・紬・錦などの織成と織維製品の染色加工を直営・管理する官司。

(7) 当時の内裏は一条院。織部司は正親町小路を挟んでその南に隣接。

互いに揖しているから、お互いに徒歩であった。小野宮第へ退出する実資が乗車する前に、自邸から参入して下車した隆家と、一条第前で挨拶をしたもの。

三日条【江間】

〔読み下し〕

三日、丙子。信經朝臣（藤原）云わく、左府犬の産穢、と云々。而して亦犬の死穢（藤原）有り、と云々（犬の子死す。或る人云わく、母の為に喫（藤原）わる、と云う）。又云わく、光榮朝臣（藤原）此の穢に依り更に留まり給うべからざるの由を申す、と云々。前大和守朝臣（藤原）示し送りに云わく、相府当日必ず出立せらる、てへり。此の度の事を以て恒例と為すべし。景齊は彼の御共に候うべきの人なり。即ち相府の齋の内に籠る。或る人云わく、復穢にて参らること、吉平朝臣（安部）甘心せず、と云々。

〔現代語訳〕

三日、丙子。藤原信經が私に、「左大臣道長に犬の出産の穢がありました。そしてまた犬の死の穢もありました」と言った。犬の子が死んだのだが、ある人によれば、「子犬が母犬に食われた」と言った、とのことだ。また、信經は続けて「賀茂光榮が、この穢のために道長が金峯山詣に出発するのを中止なさる必要はないと申しました」と言った。前大和守藤原景齊は私に、「道長は出発予定日に必ず出立なさいます」と連絡してきた。今回のことを恒例とするに違いない。景齊は御嶽詣のお共に従う予定の者で、道長の長齋につき従って籠っているのである。ある人は、「道長が穢の重なっている状態で金峯山に参詣されることに、安倍吉平は賛成していない」と言っていたようだ。

〔注釈〕

- (1) 藤原信経 生没年未詳。陸奥守為長男。兄弟に通経・公経・頼経らがあり、従兄妹に惟規や紫式部がいる。長徳年間には蔵人・作物所別当・兵部丞・式部丞として活躍しており、寛弘年間に入って越後守に任じ、寛弘六年には藤原道長に馬十疋を献上している。
- (2) 六畜死の穢は五日間。
- (3) 賀茂光栄(九三九〜一〇一五) 陰陽・曆家。一条朝ごろの陰陽家として安倍晴明と並び称せられ、朝廷や貴族のために祭祓・日時勘申・式占等を奉仕した記録は、『御堂関白記』『小右記』等に頻出する。
- (4) 藤原景齊(？〜一〇二二) 越前・河内・大和等の守を歴任し、この間、太皇太后宮(昌子内親王)権亮を務める。能吏とはいいがたい人物であるが、藤原行成は彼の沈淪を憐れみ、一条天皇に奏請し敦康親王元服に奉仕させたこともあり、また藤原実資第にも親しく出入りし実資も彼の坂本宅に遊んだこともある。これは、景齊の姉妹が源惟正室であり、惟正女が実資の早世した室であった縁故によるものであったと考えられる。景齊が長斎に籠もり、道長御嶽詣のお供に指名されたのは、前大和守であったため、彼は道長家家司でも家人でもない。何年間も受領功過定で合格判定を得られない彼は、このような奉仕によって道長の評価・印象を高めることに期待をかけてるのであろう。
- (5) 安倍吉平(九五四〜一〇二六) 陰陽家。従四位下大膳大夫陰陽師晴明男。父の盛名には及ばなかったが、寛弘年間より万寿年間に至るまで、賀茂光栄・守道らと並び陰陽道の大家の一人であった。時の為政者左大臣藤原道長もしばしば彼を召し、更に内裏内の祓を行うなど、天皇・貴紳の信仰を得ていたこと

が知られる。

六日条 【江間】

〔読み下し〕

六日、己卯。或る人云わく、相府穢の事^{かつせい}祓清^{はらひ}せんが為、一日、河頭^{かみ}に臨まるの間、車副^{くるまのまへ}の男途中(堤の辺り)に於いて鼻血流出し牛の綱を棄て走る、てへり。亦解除の程、風吹きて陰陽師の指す所^{みめさ}の御麻^{みぬさ}を切る。見し者云わく、不吉なり。亦、鳥^{とり}、祓所^{はらひ}に來たらず止まる。穢以前、鳥相集う、と云々。

〔現代語訳〕

六日、己卯。ある人が、「左大臣道長が穢を祓い清めるため、先日鴨川のほとりに臨まれたとき、鴨川までの途中の堤の辺りで、左大臣が乗る車の車副の男が鼻血を流し、牛の綱を棄てて走って行ってしまった」と言った。また「解除を行っていたとき、風が吹いて陰陽師がかざしていた大麻が切れた。これを見た者は『不吉だ』と言った。また、鳥が祓所にまでは来ないで、別のところに止まっていた。穢の前に鳥が集まっていた」という。

〔注釈〕

- (1) 祓清 身のけがれをほらい清めること。
- (2) 河 鴨川。
- (3) 車副 貴人の牛車の轅や轂の両側などに供奉し、威儀を整える舍人。人数は身分や外出目的により異なるが、多いのは一四人の例もある。『西宮

記』一九に、上皇八人、親王・太政大臣六人、大臣四人、納言二人、参議一人とする。

(4) 御麻（大麻）

神社祭式の祓の具。延暦の『皇太神宮儀式帳』によると、人ごとに麻を持たしめて不浄を祓い清める儀式を伝えている。しかるにのちには人ごとに持たしめることを省き、諸人に麻を引かせて祓い清めることとなった。『江家次第』大祓条に大麻を引く所作は上卿以下が座前でこれを引くと記されている。また麻を細かく切つて（これを切麻という）人ごとに頒ち、これで祓わせた例もある。

(5) 鳥は怪異の対象として記録されることもあるが、神の使でもある。

七日条 【江間】

〔読み下し〕

七日、庚辰。今日臨時祭りんじさい試楽しらく（後に聞く、藏人五人い参入す、と云々）。或る人云わく、左府当日南山いに参らるべし。而るに一日犬死の穢に依り日を延べらる、と云々。亦説きて云わく、使を發遣せらるべし、と云々。説、縦横なり。

〔現代語訳〕

七日、庚辰。今日は石清水臨時祭をまえに試楽が行われた。後に聞いたところによれば、舞人は五人参入したようだ。ある人が、「左大臣道長は出發予定当日に御嶽詣のため金峯山に参られるはずであったが、先日の犬の死の穢のため延期されることになった」と言っていた。また違う説明もあり、「道長本人が詣るのではなく、代わりに使を發遣されることになった」とも言っていた。諸説が入り乱れていてよくわからない。

〔注釈〕

(1) 石清水臨時祭

京都の石清水八幡宮で、ほぼ隔年の三月中午の日（二午の時は下午の日）に行われていた祭り。承平・天慶の乱後、賊徒平定報賽のため、天慶五年（九四二）勅使を派遣したのが起源で、天祿二年（九七一）より永例となった。放生会が恒例であるのに対し臨時であるため、このように呼び、賀茂祭を北祭と呼ぶのに対し南祭と呼ぶ。祭りに先立ち、宮中の清涼殿で天皇出御のもと、東遊の舞・試楽があり、当日は宮中で東遊の舞が行われた後、勅使以下参向、神楽を奉納した。

(2) 試楽

行幸、算賀及び年中行事など、舞楽を伴う儀式に際して行われる楽の予行演習をいうが、賀茂・石清水臨時祭の社頭の儀に先立つて行われるものをいう場合が多い。試楽以前に調楽と呼ばれる練習が行われたが、試楽は天皇の出御のもとに、改まった形式で行われた。

(3) 『権記』同年三月七日条には「舞人五人見参、（能信、経親、頼国、義通、一とあるので、ここは藏人ではなく舞人の誤りであると思われる。当年の石清水臨時祭の舞人については、『宮司縁事抄』臨時祭下に、「少納言藤原能信・右衛門権佐藤原中尹・右衛門少将源経親・左兵衛佐藤原実経・兵庫助源頼兼・左衛門尉藤原頼国（藏人）・同尉藤原頼祐・右衛門尉藤原家業・左兵衛少尉藤原邦恒・同尉橘義通」と見えている。*橘義通は三月二十八日条に藏人右衛門尉義通と見える者と同一人か。

(4) 南山

金峯山を指す。

八日条 【江間】

〔読み下し〕

八日、辛巳。夜に臨みて甲斐守朝臣（能通（藤原））来たりて云わく、明日帰国すべし、てへり。暫く談話するの次いでに云わく、左相府物詣停止（ものもちで）に依り、当日の使を定めらる（済信（済信）僧都なり、仁和寺（仁和寺）に於いて長齋すと云々。為す所異なるに依る（か）。此の間相府精進齋し、使の帰る日を待つべし、と云々。

〔現代語訳〕

八日、辛巳。夜になって甲斐守藤原能通が私邸に挨拶に来て、「明日任国甲斐に帰国します」と言った。しばらく談話するなかで、能通は、「左大臣道長の御嶽詣が中止になったため、道長は、予定日に代参する使を定められた。その使は済信僧都であり、彼は仁和寺で長齋しているらしく、長齋場所が異なり穢に触れていない彼が選ばれたのであろう。済信が代参している間、道長も精進齋して、使済信が帰ってくるのを待つことにしている」と話していた。

〔注釈〕

(1) 藤原能通（生没年未詳）

藤原道長家の近親受領官人の一人で、左兵衛佐、淡路守、内蔵権頭、甲斐守、太皇太后宮亮、右馬頭、備後守等を歴任し、従四位下但馬守に至る。寛弘五年（一〇〇八）、敦成親王誕生の折には家司別当に任ぜられるなど道長の信任も篤いが、特にその男教通とは家司として終生密接な関係にあつたらしい。

(2) 『御堂関白記』では、本人の参詣中止・代使発遣を決定したのは九日。触穢のため出発日の延期を勧められたが、延期すると王相神の方忌に抵触するため、期日を延期しての本人参詣ではなく代理の使を

たてたらしい（『御堂関白記』寛弘八年三月九日条）。

(3) 済信（九四五〜一〇三〇）

仁和寺僧正、真言院僧正、仁和寺北院僧正、または観音院僧正と称する。左大臣源雅信の子。応和元年（九六一）勸修寺雅慶を師として出家、更に寛朝から伝法灌頂を受けてその正嫡となる。永祚二年（九九〇）権律師となり、寛仁三年（一〇一九）には大僧正まで登るとともに、翌年には僧侶として初めて牛車の宣旨を受けた。

(4) 仁和寺

真言宗御室派の総本山。山城国葛野郡内、大内山の南麓に立地（現京都市右京区御室大内）。創建については不透明な点が多い。皇室並びに宇多源氏の寺院として大いに発展し、二里四方という広大な寺域には、続々と院家が建立された。

(5) 道長と同じく枇杷殿で長齋していた人々はみな穢にあつてはため、別所（仁和寺）で長齋していた者が使として適当とされた。

九日条 【山本】

〔読み下し〕

九日、壬午。今日石清水臨時祭（いわしみずりんじさい）（中の午、国忌（くにい））に当たる。仍りて上の午を用う。午の剋許り参内す。是より先出御す。使・舞人・陪従（べいじゆう）を召す。両頭云わく、已に御出有り、座に候うべし、てへり。余答えて云わく、使等着座の後、一献（いけん）了りて上達部盃を執り、使に酌し了りて御前の座に着するが例なり。未だ一献に及ばず、これを如何となす。此の間上臈参られず。仍りて宣命の事を頭弁に問う。云わく、未だ宣命を奏さず。奏さしむべきなり、てへり。外記（外記）為清（たて）を召し、内記を召すべきの由を仰す。申して云わく、内記悉く故障有り。参入すべからず、てへり（各障りの趣を申す）。仰せて云わく、これ例の宣命（せんめい）なり。外記、例文を尋ね書かしめ奉るべきなり。此の間右大臣・内大臣参入す。宣命の案内

を右府に申す。右府、外記為清を召し宣命の事を仰す。為清宣命を奉る。大臣御所に進み、奏さしむ。了りて右大臣已下南廊（侍従の座）に休み着す。一献頭弁、二献右大臣、三献内大臣。兩人盃酌の後御前の座に着す。汁物兼ねて居う。仍りて箸を下ろす。余御前の座に着す。次いで出て同じく着す。使々、下食す。了りて、余、座を起ち盃を酌す。使兼綱朝臣、盃を受け座を起ち右府に進む。余、座を起たす。右府盃を受くの後、余、座を起ち本座に復す。舞人、次第に上達部の辺りに進みて盃を受く。此の間、陪従、哥笛の声を発す。巡行後、中宮大夫盃を酌す。頭中将盃を執り酌す。上達部、気色を示すなり。次いで重盃を給う。次いで右大臣已下侍従等挿頭を執り、使已下に給う。卿相待所に候う。小時御出す。上達部を召す（先ず円座を敷く）。簀子敷に候う。下藤長押に候う。藏人頭道方朝臣、召しに応ず。使等を召すべきの由を奉りて退下し、藏人章信をして召さしむ。近代の例、かくの如し。但し古実を承るに、勅を奉るの頭、履を着さず、御前を度りてこれを召す。これを以て古実と為す。勅を奉るの人、転じて藏人をして召さしむるは然るべからざる事なり。良久しく使等参らず。先例、瀧口の戸の前において哥笛を発し、その声休まざるの間、召有り。而るに哥笛の事無し。兩三度催し仰せらるの後、道方朝臣御前に進み、下藤の上達部に触れて云わく、中尹（右衛門権佐）、父民部卿重く煩うにより、障りの由を申さしむ。天許無しを示す。仍りて参入すと雖も舞に奉仕すべからず。危急による、と云々。右大臣気色を候う。仰せて云わく、舞を奉らずと雖も、身猶お候うべし。また源頼兼、兵庫助、兵庫助舞を奉るの事聞かず、但し中務丞奉仕の例有り、俄に召し入れらる。仍りて舞を習わざるの由同じく奏聞を経る。仰せて云わく、中尹・頼兼、舞を奉るべからず。只祇候すべし、てへり。藏人頭公信朝臣を召し、仰せられて云わく、試案の日の如く能信・実経等を以て一舞に奉仕すべし、てへり。御前を度りて召し仰すべきか。而るに召し仰すを見ず。何処にてこれを

仰せんや。申の剋の終わりに舞了んぬ。主上入御し、諸卿退下す。右府・内府・余・中宮大夫・藤中納言・尹中納言・勘解由長官・左近中将等見物せず。自余見物す、と云々。今日見参の卿相右大臣（頭）・内大臣（公）・中宮大夫（俊賢）・藤中納言（隆家）・侍従中納言（行成）・左衛門督（頼通）・尹中納言（時光）・大藏卿（正光）・左兵衛督（実成）等なり。

〔現代語訳〕

九日、壬午。今日は石清水臨時祭であった。式日である中の午の日（二十一日）は仁明天皇の国忌に当たるので、上の午の日（九日）に行うことになった。正午頃私は参内したが、その前に一条天皇は出御していた。祭使・舞人・陪従等を召した。両藏人頭（源道方と藤原公信）は、「すでに天皇は出御しています。御前座に祇候してください」と言った。私は「祭使たちが御前に着座した後、一献がおわって公卿が盃を執り、使に酌しおわってから御前の座に着するのが通例だ。まだ一献にも及んでいないのに御前の座に着するのはいかがなものか」と答えた。この間に私より先輩の公卿は参上しなかった。そこで、私は祭使が社頭で読む宣命の事はどうなっているのか、頭弁（道方）に尋ねた。弁は「また宣命を奏していません。そろそろ奏させなくてはいけません」と言った。私は外記の大江為清を召して、内記を召すように命じた。為清は「内記は全員差し障りがあり、参入できません」と言った。内記たちはそれぞれ差し障りの理由を申し出ている。私は外記為清に「これは例の宣命である。外記が例文を調べて宣命を作らせて提出するように」と命じた。此の間に右大臣藤原顕光・内大臣藤原公季が参入した。私は宣命について、外記に作ってくるよう指示した事情を右大臣に報告した。右大臣は外記為清を召して宣命を差し出すよう命じた。為清が右大臣に宣命を差し出すと、右大臣は天皇の御所に参進して天皇に奏上した。それがおわって右

大臣以下の公卿は南廊に着して休んだ。そこは侍従の座である。祭使たちに対して、一献は頭弁源道方、二献は右大臣頭光、三献は内大臣公季が行った。兩大臣は盃酌の後に御前の座に着した。汁物はあらかじめ配膳してあり、兩大臣は箸を下ろして食した。私はいったん御前の座に着いたが、御前座から出てまた同じ座に着座した。祭使らは膳に就いた。祭使らが食しおわたったので、私は座を起ち四献の盃酌をした。祭使の藤原兼綱は私から盃を受けると、座を起ち右大臣に進めた。私はその時、兼綱に盃酌した座に座したまゝいて起たなかつた。右大臣が盃を受けた後に私はその座を起ち、本の座に戻った。舞人は順次公卿の辺りに進んで盃を受けた。このときに陪従は歌笛を奏でた。祭使たちが公卿の座を巡って盃を受け終わつた後、権大納言藤原齊信が五献の盃酌をした。頭中将藤原公信も盃酌をした。公卿たちが公信に盃酌するよううながしたからである。次いでもう一度祭使たちに盃酌した。次に右大臣以下侍従までの者たちが挿頭を執つて祭使・舞人・陪従らの冠に刺してあげた。(御前儀が終わつて)公卿が殿上侍所に待機していると、少しして天皇がふたたび出御し、殿上の間にいた公卿たちを御前座に召し(先に円座が敷かれた)、公卿は簀子敷に祇候した。下位の公卿は長押に祇候した。藏人頭の道方が天皇の召しに応じて祇候し、祭使等を召すようにとの命を受けて退下し、藏人の藤原章信に祭使等を召させた。祭使を召す作法は近代の例ではこれでいい。ただし故実を聞いてみると、召すようにとの勅を受けた藏人頭は履を着さないまま自身で御前を渡つて使等を召す、ということである。勅を受けた人が、別の藏人に伝えて召させるのは正しくない。召したにもかかわらず、しばらく使等は参らなかつた。先例では祭使らは灌口の戸の前に控えて歌笛を発し、その音が止まない間に天皇からの召しがあるのだが、今は歌笛の音が聞こえない。天皇が二・三度召すよう急かされたのに、参上する気配がなかつた。この後、藏人頭道方が御前の公卿たちの座に進んできて、下位の公卿にこっそり「舞

人になつた右衛門権佐藤原中尹が、父の前大納言民部卿懐忠が重病なので舞人の役を奉仕できないと休暇届を出したのに、天皇のお許しがなく、と嘆いています。お許しがなかつたので中尹は参入しはしましたが、父の容体が危急のために動転しており舞いを奉仕させることはできません」と伝えた。それで我々は舞人たちが来ない事情が分かつた。そこで右大臣が天皇の意向を伺うと、「舞いはしなくていいから、本人はやはりここに来させなさい」と命じられた。また中尹の代役として急遽、兵庫源頼兼が召し入れられた。兵庫助が舞に奉仕するなど聞いたことがない。中務丞が舞に奉仕した例はあるが、頼兼は急な召しなのでぜんぜん舞を練習していないと藏人を通して天皇に奏聞した。天皇は「中尹と頼兼は舞に奉仕しなくてよい。ただ祇候しなさい」と命じられた。天皇は藏人頭の公信を召して、「試楽の日のように、藤原能信と藤原実経に一の舞を奉仕させなさい」とも仰せられた。公信は御前を通つて二人を呼び出すのがよいのだろうか。しかし公信が呼び出す姿は見えなかつた。彼はどこで二人を呼び出したのだろうか。午後五時頃、舞が終了した。天皇は退座され、諸卿は退出した。右大臣頭光・内大臣公季・大納言道綱・私・中納言隆家・同藤原時光・参議藤原有国・同源経房等は見物しなかつた。他の公卿は見物したらしい。今日の石清水臨時祭内裏儀に出席していた公卿は、右大臣・内大臣・権中納言源俊賢・中納言隆家・権中納言藤原行成・同藤原頼通・中納言時光・参議藤原正光・同藤原実成等であつた。

〔注釈〕

(1) 国忌

天皇崩御の日に、官にて、定められた寺院で追善供養の齋会を行うこと。この日にあたる神事は延期し、天皇は廃朝、諸司は廃務し、樂をなすことを禁じた。『延喜式』に記載するものは九国忌で、天智・光仁

・桓武・仁明・文徳・光孝の六帝と、平城・嵯峨両帝の母藤原乙牟漏、光孝天皇母藤原沢子・醍醐天皇母藤原胤子の三皇妣で、この数はのちも増減はなかった。『延喜式』以降の加除は醍醐天皇が崩じた時、文徳天皇を除いてこれを加えたので、やはり六帝で、これは永く廃されることはなかった。その後、天皇・皇后が遺言して国忌を置くことを停めたので、天皇・皇后の国忌がかわることは無くなり、その加除はもっぱら天皇の母で、崩後に皇太后を贈られた者の間で行われた。ここでは仁明天皇の国忌である三月二十一日を指す。この日は下午に当たり、石清水臨時祭の式日と重なったため、上午である九日に行うことになった。

仁明天皇（八一〇～八五〇）

第五十四代天皇。在位八三三～八五〇年。嵯峨天皇第二皇子。嵯峨上皇存命中の淳和・仁明天皇の治世は、世に「崇文の治」と称され、儒教精神に基づく徳治政治が行われた。但し、承和七年（八四〇）淳和上皇が、更に翌々年嵯峨上皇が相次いで崩ずると承和の変が起こり、伴・橘氏らの旧勢力に替わり、藤原良房の力が大きくクローズアップされるなど、政治体制がめまぐるしい変貌を遂げた。また和歌史上においても、従来の漢詩隆盛の風潮から和歌への転換が行われ、公卿・殿上人の歌人化率も飛躍的に増大した。また、この時期は宮廷文化の成立期として位置づけられる。唐風文化から国風文化への転換が行われたこの時期は、故実として後代よるべき規範となった。嘉祥三年三月十九日落飾。同月二十一日に至り、清涼殿において崩じた。

(2) 大江為清

大江朝綱（八八六～九五七）の孫、大江澄江の男。文章生・対策となり、大内記にいたる。従五位下に叙す。寛弘七年（一〇一〇）九月九日に重陽作文に序を作っている。寛弘八年、外記政に外記として奉仕している。長和元年（一〇一二）以降は大内記に任じている。

(3) 『石清水文書』宮司縁事抄 臨時祭上に史料あり。

(4) 北西廊か。

(5) 本来は清涼殿東庭に設けられるが、一条院内裏の場合は中殿が清涼殿として用いられているため、ここでは中殿南庭に設けられていると思われる。

(6) 藤原兼綱（九八八～一〇五八）

藤原道兼の男、長徳三年（九九七）藤原道綱の養子になる。長保三年（一〇〇二）元服し、寛弘五年（一〇〇八）、左近衛少将、敦成親王家の藏人所別当となる。寛弘八年、侍従、石清水臨時祭使となる。

(7) 藤原章信

藤原知章の男。母は源孝の女。弁・藏・三事、和泉・伊予・但馬の守を歴任し、宮内卿となる。寛弘八年、藏人に補せらる。寛仁二年（一〇一八）「右衛門権佐章信は惟憲の聲なり」（『小右記』）とあり、これ以前に藤原惟憲の女と結婚したか。

(8) 藤原中尹

藤原懐忠の男。長徳四年（九九八）大内記、賀茂臨時祭の陪従の座につく。長保元年（九九九）父病により道長の宇治別業に参らず、中尹に馬を贈らせている。寛弘八年（一〇一一）右衛門権佐、石清水臨時祭の舞人を、父の病重きにより奉仕せず。

(9) 源頼兼（？～一〇一九）

源兼澄の男。寛弘八年（一〇一一）、兵庫助。石清水臨時祭に舞を奉るべく参入したが祇候にとどまる。同年十月、兵庫助。三条天皇御即位に奉仕する。寛仁元年（一〇一七）兵部丞六位。東宮昇殿を聴されるとあるのも同人のことか。

(10) 藤原能信（九五五～一〇六五）

藤原道長の男。母を頼通と同じくする。寛弘三年（一〇〇六）元服、侍従に任ず。寛弘四年、尾張兼時を師とし舞を習いはじめる。寛弘七

年、藏人、石清水臨時祭に舞人をつとめる。

(11) 藤原実経(九九八〜一〇四五)

藤原行成の男。寛弘六年(一〇〇九)元服。道長、馬一疋を贈る。寛弘八年、石清水臨時祭に一舞を奉仕する。長和元年(一〇一二)賀茂祭の近衛府使となる。長和二年、道長の賀茂詣に舞人をつとめる。同年九月、少将実経、道長第行幸に求子を奏す。長和五年、石清水臨時祭試案に舞人となる。

(12) 一舞

舞の中で最初に舞う舞。

十二日条 【平元】

〔読み下し〕

十二日、乙酉。資平云わく、章信の勘事「今日免ぜらる。又云わく、東宮にて射有り。入暗府生亮範来たりて云わく、左相府前日の穢に依り、身参られずと雖も、仁和寺僧都(濟信)を差し南山に奉らる。即ち去る九日、使に定めらる。僧都其の旨を承りて本寺に帰る。彼の日より聊か腫物有り。然而れども殊なる事無きに依り当日分かり定まるべし。仍りて雑物兼ねて上り送らる。亦今日夫百人を以て雑布及び種々の物等を遣わされんとするの間、使の僧都申し遣わして云わく、腫れ物重く発し慎むべし、てへり。仍りて南山に参るべからざるの由相府に申さしむ。下官云わく、光榮・吉平等を召し、占い勘せしめらるるに、使を奉らるべからざるの由。即ち河頭に臨み、申の剋齋を解き除くこと有り。齋に籠もる僧俗及び百の人夫等合わせて数百人、俄に鑣じょうを開け門を閉じ、出で躁ぐの音、最も怪異に似たり。潔齋せる上下の曹局の雑物を運び出すの事、宛たかも凶所の如し。今日相府初めて魚味を嘗む、と云々。亮範彼の殿に執し御共に候ふべき者なり。仍りて子細を申し了んぬ。

〔現代語訳〕

十二日、乙酉。資平が「章信の勘事(天皇のお叱り)が今日許されまし」と言った。また、「東宮で射がありました」とも言った。夜になって右近府生の若倭部亮範が来て、御嶽詣が中止になった事情と様子について次のように詳しく報告した。「左大臣道長は先日の穢によってご自身で金峯山詣をすることをやめ、仁和寺僧都濟信に代参させることにされました。そこで去る九日、濟信が使に定められ、濟信は代参の命を受け準備のために仁和寺に帰りました。九日にちよっとした腫物ができましたが、特別悪くは無いので、御嶽詣当日に参詣できるかどうかはつきりするだろうが大丈夫だと思ふということでした。そこで道長は雑物を事前に金峯山に送られました。また道長が今日、人夫百人に命じて雑布や種々の物などを金峯山に送られようとしていたところ、代参使僧濟信が腫れ物が重くなつてしまったので、御嶽詣の代参は慎むことにする、と使者を通じて申して来ました。そのため私(亮範)は濟信僧都が金峯山に参ることができないことを左大臣道長に申し上げました。私(亮範)が、「賀茂光榮と安倍吉平たちを召して占い調べさせたところ、代参の使を派遣しないほうがよいということでした」と道長に報告すると、道長は河頭に臨み、午後四時頃に長齋を解きました。長齋に籠もっていた僧俗と百人の人夫たち総勢数百人は、それを聞いて突然長齋をやめて鍵を開け門を閉じ、外に出できてさわぐ声はまったくもつて怪異のようでした。僧たちが潔齋していたすべての部屋の雑物を運び出す騒がしい混乱した様子は、あたかも凶所から逃げ出すかのようでした。今日、左大臣道長は初めて魚を召し上がったらしいです。以上が亮範が報告してくれた内容である。亮範は道長に付き従い、お供するはずの者だった。だから詳細な事情を私に報告してきたのだ。

〔注釈〕

(1) 勘事

勘当。譴責をうけること。天皇の勘気を被ることを特に勅勘といった。勘当を受けると出仕を停められるのが一般的であった。章信の勘事は、九日の石清水臨時祭内裏儀で瀧口で待機している舞人・陪従を召すよう命じられたのに、召し出せなかったことに対する勘事であろう。

(2) 若倭部亮範

寛弘二年(一〇〇五)、隨身番長。内裏焼亡を告ぐ。長和二年(一一〇一三)、資高(実資養子)の元服に奉仕し、疋絹を賜る。同七月、大宰相撲使となり、相撲人四人をつれ参来、瓜を給わる(以降相撲に関わる記事が多い)。

十三日条 【平元】

〔読み下し〕

十三日、丙戌。資平云わく、昨日青宮、藤中納言・左衛門督・大藏卿・右近中将・左兵衛督預かり参る。五度を限りと為し、募りて小鮎を以てす、と云々、杖と云々。御射有り。二度に及ばずと云々。懸物を給う(女装束)。左衛門督、懸物を献ず(手本二卷、薄物に裹む、銀の山吹の枝に付く)。射は中科ならず。仍りて懸物に預からず、と云々。殿上の鬘、右兵衛督、射場の衝重、頭弁。頭弁故障有りて参入せず、と云々。

〔現代語訳〕

十三日、丙戌。資平が「昨日東宮居貞親王の御所(一条院別納カ)に、中納言藤原隆家・権中納言藤原頼通・参議藤原正光・同藤原兼隆・同藤原実成が東宮賭弓に招かれて参上し、五度を限りとして、射を行ったそうです。小鮎や杖のような物が募物として出されたらしいです。東宮も

射しましたが、二度は射られなかったそうです。東宮が懸物に女装束を提供されました。頼通が懸物として、手本二巻を薄物につつんで銀の山吹の枝に付けたものを献上しました。射の結果、中科の者はいませんでした。そのため誰も懸物に預からなかったということです。殿上人の鬘は非参議右兵衛督源憲定が、射場の衝重は頭弁源道方が用意しました。しかし頭弁道方は差し障りがあつて参入しなかったそうです」と言った。

〔注釈〕

(1) 賭弓

賭物を出して弓の勝負を争う儀礼。本日条では東宮で殿上賭弓が行われた。東宮御所は一条院別納か。『日本紀略』寛弘七年十二月二日に源雅信の一条第より一条院別納に遷御、翌年六月十三日に道長の東三条第に遷御した記事あり。

(2) 正月十八日の賭弓では、各射手ごとの勝敗が累積され、一度ごとに小計を出し「度」の勝敗を決める。それを三度ないしは五度行っている事例が大部分であり、各度の勝敗は左右的中「小数」の差で決まり、全体の勝敗は勝った度数の差で決まる。度数引き分け(一勝一敗一持)ならば「小数」が多い方が勝ち。一度につき一人は二回射る。全体で三〜五度行う事例が多い。(山本佳奈「平安時代における近衛府の奏楽と宮廷儀礼―勝負儀礼と勝負楽を中心に―」二〇〇八年・「儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部』第五七号、二〇〇八年)

(3) 五度の射(一人当たり十回の射)で五回以上の中を指す。山本佳奈「射場始・殿上賭弓における「中科」(『史人』第四号掲載予定)。懸物は中科の者にだけ与えられる。

(4) 『江家次第』によれば、殿上賭弓と十月の射場始においては、「中科」の者に懸物が与えられる。該当者の無い場合は与えられない。

(5) 衝重

飲食物を載せる膳の一種。方形に作る折敷の下に檜材を薄くはいだ片木板を折り曲げて脚にし、衝き重ねたのでその名がつけられた。

十九日条 【平元】

〔読み下し〕

十九日、壬辰。大宰の相撲の牒すまいに加署す。

昨日顛倒したる垣、壁を塗らしむべきか否かの事、吉平朝臣に問い遣わす。申し送りて云わく、土用つちようの間誠に犯土ほんどせざると雖も公事くじを行ふべからず。亦申の方に当たるか。土用の後大將軍だいしやうくん遊行の間、壁を塗るべし、てへり。

〔現代語訳〕

十九日、壬辰。私（実資）は大宰府管内諸国の相撲人を召すための大宰府宛ての右近衛府牒に右大将として署名した。

昨日、自邸小野宮第の垣が転倒した（壁が剥落したのか？）。その垣の壁を塗らせるべきかどうかを陰陽師安倍吉平に尋ねに行かせた。吉平は私に、「土用の間は土地を掘り返したりする犯土をしないだけでいいのではなく、公事（壁塗りなどの作事を指すか）を行ってはいけません。また、（転倒した垣の）方角が、土用の間は大將軍の方忌となる申の方向（西）に当たるでしょう。土用の後、大將軍が遊行する間に壁を塗るのがよいでしょう」と連絡してきた。

〔注釈〕

(1) 相撲の牒

毎年七月に諸国から相撲人を召し集めて行う相撲を天皇が観覧するため、二、三ごろに近衛府より諸国に使を遣わして相撲人を集める。

実資は右大将であるから、相撲人に関するものだと考えられる。

(2) 土用

曆注の一つで、季節に関わる雑忌。五行を太陽曆の一年三百六十日に配するの、木火金水をおのおの春夏秋冬の四季七十二日に当てるのに対し、土を各季の季月（春は三月）の中気の三日前より十八日間（没日は数えない）、計七十二日に当て、これを土用あるいは土王時などと注する。土気が盛んなので犯土・造作を忌むが、造作は作事内容により「塗壁無忌」「陰陽雜書」賀茂保憲説）などともされる。

(3) 犯土

陰陽道で、土公神とくじんのいる方角を犯して工事などをすることを忌むこと。また、その期間。曆の庚午から甲申までの十五日間をいう。

犯土造作について

・貴族たちの間では、土を掘り動かすことに凶事を感じる意識が強かったよう、犯土造作をする歳に陰陽師の占いを求めている例が多い。

・方忌を課す諸神には大きく分けて、年単位で遊行する大將軍、月単位の王相、日単位の天一神などがあり、いずれも干支が基準になつて方忌が適用される。

・大將軍は三年継続して同じ方角に忌みがかかるため、長期の工事の場合には四十五日に一度方違をすることでその期間はその方忌から解放されることを繰り返す必要がある。（大津智子『平安貴族社会と陰陽道』一九九九年提出卒業論文）

(4) 大將軍

陰陽道による方角禁忌の一。大將軍はもと金星の精であつて、万物を殺伐することを掌るといふ。従つて大將軍が所在する方向は極力忌まれるが、大將軍は三年に一度方位を移動するため巳午未年は東にあり、申酉戌年は南にあり、亥子丑年は西にあり、寅卯辰年は北にあり、こ

の方角が強く忌まれる。但し、甲子日より己巳日までは東に、丙子日より辛巳日までは南に、戊子日より癸巳日までは内に、庚子日より乙巳日までは西に、壬子日より丁巳日までは北に遊行するので、その間を利用して方位を避ける。長期的にこの方忌を避ける場合は、四十五日方違によつてこれを避ける。寛弘八年は辛亥年であり、三年間は西が忌まれる。

二十日条① 【平元】

〔読み下し〕

廿日、癸巳。早且大外記敦頼(家野)、昨日の除目を注し送る(大内記善磁為政)、左馬允菅原公行(三)。直物の次いで小除目(三)と云々。此の外兼国(三)・公卿給(三)等追つて進上すべきものなり。

〔現代語訳〕

廿日、癸巳。早朝、大外記菅野敦頼が昨日の除目の結果を書き送つてきた(大内記に善磁為政、左馬允に菅原公行が補任された)。昨日、直物があり、そのときに小除目が行われたということだ。小除目ではこの他にも兼国・公卿給があつたが、これらについては追つて書き送つてくるはずである。

〔注釈〕

(1) 善磁為政

慶滋保章の男。外記、式部少輔、内蔵権頭、文章博士となり、従四位上に叙す。長徳四年(九九八)十月、権少外記に任じ、長保五年(一〇〇三)正月、大外記となる。寛弘八年三月より大内記を兼任。以降、河内守となり文人として活躍。和歌、詩などを作る。

(2) 菅原公行

『権記』三月十九日条に、春宮御給にて、平公行、左馬允に任ずとある。

(3) 小除目

臨時除目に同じ。除目は恒例の行事として正月から二月にかけて行われていたが、これとは別に臨時に行われた小規模な除目を臨時除目と称した。恒例の除目を簡略化した方式で執行され、まず天皇が上卿を召し、任命する者を決めていった。受領を任命する時は、任官希望者から提出されている申文を下給し、諸卿に挙申させるのが慣行。任官者が決まると上卿が陣頭に退いて一紙に書し、次いで参上して上奏し、確認を経たうえで参議に清書させ、藏人に付して奏聞することになつていた。

(4) 兼国

公卿・弁・藏人頭などの激職にある者で、本官に加えて受領として赴任しない国司となること。給与として位禄を受け取るかわりに公廩分を受け取る。

(5) 公卿給

公卿に給した年官(上皇をはじめ皇族・公卿などに、毎年、一定の官職を給与し、給与を受けた者は任官希望者を募り、希望者から任料を収納してその官職に申任する制度。一種の俸禄)。

二十日条② 【安部】

〔読み下し〕

巳の剋許り大外記敦頼朝臣来たりて直物の案内を申す。亦兼国・公卿給を注進す。見了りて返し給う。右大弁、西大寺(三)の塔の実検文(三)を持ち来たる。即ち奏聞せしむ。未の剋許り参内す。季御読経始なり。右大臣之を行う。申の剋諸卿参上す。御前の僧七口(三)(僧綱二口、凡僧五口)。威儀師(三)右大臣に申して云わく、御導師(三)を奉わるべきの僧綱無し、て

へり。須べからく南殿ななんに候うの僧綱御導師ほつぎょう法橋慶算ほうきょう参入すべし、てへり。大臣云わく、行事弁に付し申さしむべし、てへり。彼是卿相云わく、只頭弁を以て奏さるべきか。仍りて頭弁を以て、法橋慶算を以て御前の御導師を奉わらしむべきの由を奏さしむ。仰せて云わく、奉仕せしむべし、てへり。頭弁に仰す。彼是云わく、威儀師に仰せらるべきか、頭弁転じて威儀師に仰すべからず、先例に背く、と云々。慶算已に南殿の御導師を奉仕す、てへり。仍りて黄昏行香す（御導師を以て同じく奉仕せしむ）。参入の卿相、右大臣、内大臣、大納言齊・公、中納言俊・隆・行・忠、参議有・懐・兼・経等なり。中納言忠輔・参議経房、南殿に候う。

〔現代語訳〕

午前十時頃、私の所へ大外記菅野敦頼が来て直物の概要を報じた。また兼国・公卿給として補任された者について書き送ってきたので、私はそれをざっと見て彼に返した。右大弁源道方が私の許に、西大寺の塔の破損状況を点検した実検文を持ってやって来た。私は道方にすぐにそれを天皇に奏聞させた。午後二時頃、私は内裏に参入した。今日は季御読経始である。右大臣藤原顕光が上卿としてこれを担当した。午後四時ごろ諸卿が参上した。御前には僧侶七人（僧綱二人、凡僧五人）が奉仕していた。威儀師が右大臣に「御導師を勤めることができる僧綱が御前にはいません。南殿（紫宸殿）の御導師となつている法橋位の僧綱である慶算が御前に参入できます。」と報告した。右大臣は「威儀師が直接上卿に報告するのではなく、行事弁を通して報告するように」と言った。何人かの公卿が「このことは頭弁に奏上させるだけでいいのではないか」と言うので、上卿右大臣は頭弁に、法橋慶算に御前の御導師を奉仕させていいか奏上させた。天皇は「慶算に奉仕させなさい」と命じた。右大臣は頭弁にそのように指示した。公卿たちは「右大臣は頭弁でなく威儀師に直接指示すべきではないか。頭弁を経由して威儀師に命じる必要はな

い。これは先例に背いている」と言っていた。（行事弁か威儀師から）「慶算はもう南殿の御導師を勤めている最中です」との報告があった。慶算は南殿での御導師を終えて御前の御導師を勤めたので行香は夕暮れになった。行香も御導師に奉仕させた。本日の季御読経に参入した公卿は、右大臣顕光、内大臣公季、大納言齊信・公任、中納言俊賢・隆家・行成・忠輔、参議有国・懐平・兼隆・経房だった。中納言忠輔と参議経房は南殿の御読経に祇候した。

〔注釈〕

(1) 西大寺

大和国の平城京内、現在の奈良市西大寺芝町に所在。真言律宗総本山。山号は秋篠山。天平宝字八年（七六四）称徳天皇が発願、翌天平神護元年四天王像の鑄造が始まり、宝亀（七七〇）〜八一）末年ごろまで造営が続いた。薬師金堂・弥勒金堂をはじめ百余宇の堂舎を有し、寺地は平城京随一を誇り、「西のおおてら」として東大寺と並び称された。平安時代には官十大寺や南都七大寺の一つに数えられ、泰演など名僧を多く輩出。しかし承和十三年（八四六）講堂、貞観二年（八六〇）主要堂舎、延長五（九二七）・六年東西両塔がそれぞれ焼失、応和二年（九六二）には食堂転倒と災害が打ち続き、平安時代中ごろには荒廃がすすんでいた。その後、食堂は再建されたようだが、『七大寺巡礼私記』には嘉承・保延（一一〇六）〜四一）ごろ遺つていた堂舎は食堂・四王堂・東塔のみと記している。寺領莊園も平安時代を通じてほとんど喪失。ここにみえる塔は、『七大寺巡礼私記』にみえる東塔か。

(2) 実検状

事物、人物の状態を調査し、あるいは計量して実情を申告し、また事件の経緯やその処理の結果を報告するために作られる文書。注進状。注文。勘録状。西大寺の塔の荒廃状況を調査し、復旧しようとしてい

たか。実資は西大寺俗別当、源道方は弁別当として、この問題を担当しているのかもしれない。

(3) 威儀師

得度・授戒・法会等の際、衆僧を指揮して儀式の容儀を整える役僧。和銅七年（七一四）からその名が見え、貞観十二年（八七〇）以降は大小の区別ができた。僧綱に昇る前段階に位置する役職で、位は伝灯大法師位、大威儀師は法橋に叙される例であった。

(4) 御導師

元來衆生を教導して正しい仏道に導く師匠の意味であったが、転じて法会において願文・表白文等を読み、一座の大衆を引導する役僧のことをいうようになった。

二十二日条 【安部】

〔読み下し〕

廿二日、乙未。左中弁⁽¹⁾、先日⁽²⁾の勘宣旨⁽³⁾并に齋院⁽⁴⁾申請⁽⁵⁾雑物の奏状を持ち来たる。勘宣旨は便ち藏人⁽⁶⁾惟任⁽⁷⁾に付すべきの由を示す。院奏は奏聞せしむなり。備中守儀懐⁽⁸⁾来たる。廿九日赴任の由を触る。良久しく雑談の後、女装束を被く。此の朝臣、緑衫⁽⁹⁾の日、家人⁽¹⁰⁾たり。芳心変わらず。仍りて微志を致すのみ。大炊頭光榮朝臣語る次いでに云わく、或る女の夢、右相府今年十一月七日必ず死す⁽¹¹⁾由、てへり。実々談ずる所。彼の期に臨みて虚実を知るべきか。

〔現代語訳〕

廿二日、乙未。左中弁（賀茂禊祭行事弁）藤原朝経が先日⁽²⁾の勘宣旨と齋院が申請した雑物の奏状を持ってやってきた。勘宣旨はすぐに賀茂祭行事藏人藤原惟任に渡して奏聞させるよう指示した。齋院奏状は行事弁朝経に他の藏人を通して奏聞させた。備中守儀懐が挨拶にやって来て、

二十九日に現地に赴任することを私に告げた。しばらくの間雑談した後、私は彼に餞として女装束を与えた。彼は六位のころ、我が家の家人であった。心遣いは家人として仕えていた頃から変わっていない。よって心ばかりの餞別を渡したのだ。大炊頭賀茂光榮と話していたとき、「ある女の夢で右大臣頭光が今年十一月七日に必ず死ぬというお告げがありました」と言った。これは本当に彼が語ったことである。その期日になったら夢の真偽がわかるだろう。

〔注釈〕

(1) 彼はこの年に賀茂祭の行事弁であり、行事事上卿をつとめる実資のもとに勘宣旨を持参した。

(2) 勘宣旨

賀茂祭の場合、藏人方で用意する幣料・唐鞍修理料・女使用途料の請奏（「料物申請」）について、天皇が、料物の品目・数量が先例に叶っているかどうかを行事藏人を通して行事事上卿に弁官（官底Ⅱ文殿）に勘申させるようを命じる宣旨。天皇が覆勘を命じる宣旨が勘宣旨であるが、弁官から上卿を経て天皇に覆奏する勘文も勘宣旨と通称する。本条はこのことをよく示すものである。（次頁図参照）

(3) 齋院

賀茂齋王のこと。

(4) 藤原惟任

藤原寧親（一〇〇六）の男。式部・藏人を経て、左兵衛佐に任じ、因幡・丹後・信濃・周防等の守を歴任する。正四下に叙す。このとき惟任は賀茂祭行事藏人。賀茂祭行事藏人には一藤六位藏人が「巡」によつて担当する（『侍中群要』第十 分配）。

(5) 橘儀懐

橘廣平の男。従四上に叙す。長保四年（一〇〇二）儀懐朝臣と見える。寛弘八年（一〇一一）備中守（本日条）。

・想定される勘宣旨の流れ（寛弘八年の場合） ①廿二日条 ②廿四日条

請奏（女使など）

← 天皇

← 行事藏人（藤原惟任）

① ← ② ← ③ ← ④ ← ⑤ ← ⑥ ← ⑦

① 行事藏人は天皇からの勘宣旨を行事上卿に下す。

行事上卿（藤原実資）

① ← ② ← ③ ← ④ ← ⑤ ← ⑥ ← ⑦

① 行事上卿は行事弁に勘宣旨を下し、行事弁は行事史を通して文殿に勘宣旨を下す。

② 文殿では先例を勘申し、請奏で申請された物・数が先例の枠内であるかどうかを調べ、結果（勘文）を行事弁に提出する。

行事弁（藤原朝経）

① ← ② ← ③ ← ④ ← ⑤ ← ⑥ ← ⑦

③ 行事上卿は行事藏人に勘宣旨を付し奏聞させる。廿二日条。

行事史

↓ 大蔵省

④ 最終的に先例どおりであれば宣旨が行事藏人から行事上卿に下され、弁、史によって官宣旨で大蔵省に料物下行が命じられる。大蔵省は切下文で諸国に分配し、諸国から女使らに進納される。

⑤ 決まらなければ再び文殿に送られる。廿四日条。勘申結果を上卿が行事藏人に付け奏させている。廿八日条。

文殿

* 一方、内蔵寮・穀倉院に下す宣旨は行事上卿に勘宣旨を下して先例勘申させることなく、直接、内蔵寮・穀倉院に宣旨を下す。

下向井龍彦「賀茂祭藏人方用途と禊行事」（二〇〇九年八月九日SHIMOKEN塾サマーセミナー発表レジュメ）より。

- (6) 緑衫
平安時代の位袍の一つで六位の官人の着る緑色の袍。
- (7) 家人
律令における賤民であり、家人・奴婢と併称されている。平安初期から、家人は奴隸ではなく良民たる従者の性格を持つてくる。この点について、従来、賤民上昇説と王臣家人説がある。前者は平安期の家人の系譜を律令制の家人に求め、解放されてその身分が上昇したものと、後者は家人を律令制下における王臣や大臣の家族的従者たる王臣家人・大臣家人に由来すると主張する。ここにいう王臣家とは五位以上の官人をいい、彼らは家政機関として家司や事業を持ち、そこに多くの下級官人や雑人を結集して主従の関係を保ち、その従者たる人々が家人といわれて主命に従い奉仕を旨とした。両説のいずれに従うにせよ、家人は家族的奉仕の性格を持つ従者として、当時の武的戦闘的従者たる郎等と区別されていたが、両者は次第に混同して用いられるようになった。家人はしばしば譜代家人、相伝家人といわれて代々家に臣従することが多く、主人は家人に官職を推挙し、あるいは物的保護を与えて強い主従結合を保った。

(8) 右大臣である藤原顕光が薨去するのは治安元年（一〇二一）であり、この告は当たらない。

二十四日条 【安部】

【読み下し】

廿四日、丁酉。藏人惟任（藤原）前日の勘宣旨を齎もちし来たりて云わく、内藏寮くらりょう・
 穀倉院こくぐらういんに下すの宣旨有るべし。仍りて返し授け了んぬ。今日より五箇
 日、禁中に於いて最勝王経さいしょうおうきやうを講しやうせらる。請僧しやうそう二十口（講師十
 人、問者十人）。未の剋許り参内す。（一）の剋鐘を打つ。出居でい参上す。
 次いで公卿。次いで僧侶。作法前のごとし。法用の後、藏人頭くらりょう道方、講

師（大僧都定澄じやうじやう）の高座の下に就き、旨趣を仰す。釈経しやくきやう・論義ろんぎ、
 了りて行香す。此の間秉燭。予痾病りびやう相催す。仍りて夕講ゆふかうを待たず退
 出す。勘宣旨を左中弁に下す。今日参入せるは左大臣、右大臣、内大臣、
 大納言齐信・公任、中納言俊賢・時光・忠輔、参議有国・兼隆・経房・
 実成、三位教通。

【現代語訳】

廿四日、丁酉。賀茂祭行事藏人藤原惟任が先日の勘宣旨を持ってきて
 「今お渡しした勘宣旨のなかに間違えて内藏寮と穀倉院に下す宣旨が紛
 れ込んでいました」と言った。そこで私は内藏寮と穀倉院に下す宣旨を
 抜き出して行事藏人に返却した。今日から五日間、内裏で最勝王経が講
 ぜられる。請僧は二十人（講師十人、問者十人）である。午後二時頃、
 私は参内した。（一）時頃、鐘を打った。まず進行係の出居次将が参上し、
 次いで公卿たち、次いで僧侶が参上した。法要の作法はいつもと同じで
 ある。法要の後、藏人頭の源道方が講師（大僧都の定澄）の高座の下に
 進んで、講師に今回の最勝王経の旨趣を伝えた。その後、釈経、論義と
 続き、法要が終わって締めくくりの行香があった。この間に日が暮れた。
 私はお腹の調子が悪くなったので、夕講を待たずに退出した。帰宅して
 から行事藏人がさつき持って来た再度の勘宣旨を禊しそ祭行事并朝経に下し
 た。今日参入していたのは、左大臣道長、右大臣顕光、内大臣公季、大
 納言齐信・公任、中納言俊賢・時光・忠輔、参議有国・兼隆・経房・実
 成、三位教通だった。

【注釈】

(一) 内藏寮

中務省被管の大寮。主として天皇・後宮の供御を掌る。寮の所在地は
 内裏の北、大蔵省正倉群の南にあり、寮自体が御服倉をはじめいくつ

かの倉庫を管理していた。平安時代に入ると、倉庫管理、諸国・諸寮司から納入される物品の出納のほかに需品の製造も自ら手広く行うようになった。色紙は図書寮から技術者を美濃国に派遣して製造に当たさせた。諸陵・諸社への奉幣も内蔵寮の任務であった。賀茂臨時祭の酒饌、正月子の日の若菜、孟蘭盆の瓜など、年中行事重視の時代にふさわしく、内蔵寮の扱う範囲は増大した。

(2) 穀倉院

平安初頭、京中の非常の備蓄のための穀倉として設けられた令外の官。『西宮記』八裏書の「或抄」によれば、大同年間（八〇六〜八一〇）に設置されたといひ、『後紀』大同三年九月十六日条の、寺封の輸物を穀倉院に納めることを命じた記事が史料上の初見である。穀倉院の職員には別当・預・藏人がある。別当は摂政・関白若しくは筆頭の公卿が任命される公卿別当、弁官ないし藏人頭が任せられる四位別当、太政官の左右大史、大外記若しくは主計・主税両寮の頭が多く任じる五位別当の三種があり、五位別当のもとに預・藏人が置かれた。穀倉院は非常備蓄用の穀倉として出発し、飢饉に際して貯穀を廉価で放出し、あるいは窮民に賑給するなど、京中の窮民対策に重要な役割を果たした。次いで九世紀後半以降、律令財政機構の変質に伴って次第にその機能を拡大し、畿内調銭、無主の位田・職田の地子、没官田の地子、大宰府の地子交易物などを収納する一方、贖物の給付、穀倉院学問料の支給を行い、また宮中行事における饗饌の弁備など、内蔵寮とともに内廷経済に深く関わったが、平安後期にはその機能は低下した。

ここで内蔵寮・穀倉院に下す宣旨を返却しているのは、前記「流れ図」末尾に、内蔵寮・穀倉院に下す宣旨は上卿を通して勘宣旨によって先例勘申させることはなく、直接、内蔵寮・穀倉院に宣旨を下すからである。行事藏人は、上卿実資に渡す必要のない内蔵寮・穀倉院関係宣旨を間違えて実資に渡してしまったのである。

(3) 最勝王経 金光明経

この経典が読誦される所には、四天王がその国を擁護すると説く護国の経典である。『仁王経』『法華経』とともに三部の護国経典とされる。本経の翻訳には数種あったが、最も新しいのは唐・長安三年（七〇三）義浄の手になる『金光明最勝王経』（略して『最勝王経』）一〇巻である。中国から流行し、わが国へは聖徳太子の四天王寺建立の基礎を与え、最勝会を南都三会の一つにするなど密教輸入以前から流行した。空海はこの経の開題で経題を五智五仏に配し、五穀豊穰を説くため、最勝会は密教独自の後七日御修法へと発展した。

(4) 最勝講

毎年五月の吉日から五日間清涼殿で行われる年中行事で、金光明最勝王経を講讀して国家平安・天皇安泰を祈る講会。長保四年（一〇〇二）創始され、寛弘二年（一〇〇五）から次第に恒例化した。僧衆は東大・興福・延暦・園城の四大寺の学僧から選ばれて証義のほか講師一〇人、聴衆一〇人に任せられ、聴衆が問者を兼ねた。講会においては本尊の釈迦、脇侍の毘沙門・吉祥二天のほか四天王像を安置し、毎日二巻ずつについて朝夕二座で講師・問者を充てて講説・問答を行った。

(5) 請僧

季御読経においては僧侶を請ずるのに三段階の手続きがとられる。①季御読経に請ずる百人の僧侶を定める。②請僧の中から辞退者が出た場合、それを補う。③こうして確定した請僧百人の中から、特に御前に召される僧侶二十人を定める。僧侶の遅参や欠席が顕在化しており、もし御前の僧が足りない場合は南殿の僧から補充した（佐野和規「季御読経における請僧」『待兼山論叢』二五、一九九一年）。

(6) 出居

宮廷で賭弓・相撲・御齋会・内宴・二五句等の儀式の時、種々の役務

や威儀のために臨時に設ける座。出居座ともいう。儀式などで本座から離れて、庭または庭に面した場所に設ける座であり、清凉殿では南廊小板敷の壁下の座（『年中行事絵巻』御齋会内論義）など、紫宸殿の儀では、南殿の西砌の下（賭射）や南殿東廂南一間（相撲召合）などに置かれた例がある。また、この座に着いて事を行う人、即ち出居侍従、出居次将をさすこともある。本日条では後者に当たるとする。

(7) 定澄（九三五〜一〇一五）

平安中期の興福寺僧。俗姓壬生氏。僧都寛空の弟子。永延二年（九八八）維摩会講師を務め、長徳元年（九九五）権律師、長保二年（一〇〇〇）五月維摩会の大供別当・探題となる。同年八月権少僧都となり、翌月大和国竜蓋・竜門両寺の別当、更に翌年興福寺別当に補される。同四年、勅を奉じ、室生竜穴社に雨を祈る。翌年権大僧都、寛弘八年（一〇一一）には大僧都に任ぜられるが、長和四年十一月に至り入寂。当時の貴紳の崇敬を受け、内裏における最勝会・仁王会・法華講等の法会に奉仕した。また特に藤原道長の信任を得、道長家の法華八講、大般若経供養等の講師、及び浄妙寺・多宝塔供養、金峯山参詣に際する経供養、阿弥陀経供養などにおける呪願を務めたことが知られる。

(8) 釈経

経文の文意や語義を解説すること。

(9) 論義

経論の要義を問答すること。しばしば法会の行事として行なわれ、次に儀式化された。

(10) 痢病

激しい腹痛を伴う下痢をする病氣。今日の赤痢の類。痢疾。痢患。

(11) 夕講

夕方行なわれる講座、講義。特に仏教では、法華講、最勝講などの夕方の法座。夕座。

二十七条 【上吹越】

【読み下し】

廿七日、庚子。土御門の堂に於いて、等身の金色阿弥陀并びに百卷の阿弥陀経を供養す。偏に極楽に往生せんが為なり、てへり。請僧五十五口（この中七僧有り）、皆家中の僧なり。但し、僧綱（新）新たに請ず、と云々（大僧都定澄・大僧都院源（三））。本家諷誦（ふしゅ）を修す（信乃布（二）二百端）。行香、次いで念仏、その後布施有り（絹なり。絹を絹紙（つづ）に裹み書を挿す。若しくは余の短冊か）。僧綱の布施、右宰相中将・三位中将之を執る。その外藏人頭以下雲上人・地下四位この禄を執る。僧退出の後、飲食を諸卿及び雲上の侍臣に差（さ）めらる。但し両僧都殊（お）に抑して食座に預かる。子の剋許りに事了りて各々分散す。

齋院長官（お）為理朝臣（三）申して云わく、去夜院の近辺にて殺害の事有り。これを知りたる殺さる者の方人、死人を荷（か）ぎ、犯人の法師の宅に投げ入る。則ち件の宅齋院町なり。誠に院人に非ざると雖も、処已に院領なり。院を去ること遠からず。また、次いで所由（しよゆ）の宅に指し入る。件の宅また同処なり。共に壊し損じ了んぬ。若し制止を加えざれば、穢（け）恐らく院に及ぶか。また院人防御せしめば、必ず鬪乱有るか、てへり。件の殺さる者、頭中将の宅の下人と云々。参内の次いで、頭中将に示す。答えて云わく、別当（二）に触れる。別当即ち使官人を遣わす。また、隨身を差し仰せ遣わし了んぬ、てへり。夜に入り左相府に候うの間、左中弁云わく、齋院の女房の許より申し送りて云わく、去夜殺さる者の方の雑人、死人を隨身して院人の宅々を破壊し、内の財・雑物を搜し取る。穢院人の宅に到る。定めて院中に引き及ぶか、てへり。即ち左相府に達す。相府別当に宣す。別当云わく、今朝左衛門志清（三）を差し遣わし左右（とら）を申す、てへり。

【現代語訳】

廿七日、庚子。道長邸土御門第の御堂で、等身の金色阿弥陀像と百卷の

阿弥陀經の供養があつた。「もつぱら道長が自身の極楽往生を願つて行ったものだ」という。請僧は七僧を含めて五十五人であり、みな道長家に奉仕する家中の僧である。ただし、大僧都定澄・大僧都院源の二人の僧綱は新たに請じたということだ。本家道長家が諷誦を修した。供物は信濃布二百端であつた。行香をして法要が終わつた後に念仏があり、その後、請僧達に布施が渡された。布施は絹であつた。絹を絹紙に包み何か書いたものが挟んであつた。私が提供した短冊に書いたものだろうか。僧綱二人への布施は参議源兼隆、非参議教通が執つた。その他の請僧たちには藏人頭以下の殿上人、地下の四位が禄を執つた。僧侶が退出した後、諸卿や殿上人に飲食が進められた。ただし、二人の僧都は無理に引き留められて食事の座に加わつた。午後十二時頃に行事がすべて終わつてそれぞれ帰つて行つた。

齋院長官源為理が来て「昨夜院の近辺で殺人事件がありました。殺されたことを知つた被害者の縁者が死体を担いで、犯人の法師の宅地に投げ入れました。その法師の家は紫野齋院の周囲の齋院町にあるようです。法師は齋院に仕える者ではないといつても、場所は明らかに齋院の所領内で、齋院御所からもさほど離れていない場所です。また、殺された者の縁者達は法師の関係者の宅にも押し入りました。その宅もまた同じ場所であり、それらの家も破壊してしまいました。これらの狼藉に制止を加えなければ、穢は恐らく齋院まで及ぶでしょう。また齋院の人々が彼らの乱暴を押さえようとすれば、必ず鬨乱になるでしょう」と報告していた。あの殺された者は、頭中将藤原公信家の下人であるとのことだ。そこで今日参内した際に、私（実資）がそのことを頭中将に伝えたところ、頭中将は「檢非違使別当藤原懷平に連絡しましたら、別当はすぐに使官人を齋院町方面に派遣しました。また私（公信）も、私の隨身を派遣しました」と答えた。夜になって私は阿弥陀像（經）供養にお参りするため左大臣道長邸（土御門第）に行つたが、そのとき禊祭行事弁左中

弁朝経が私に、「齋院の女房から連絡があつて、『昨夜殺された者の関係者たちが、死人を担いで齋院に仕える人々の家々を廻り、家々を破壊し、家内の財物などを捜し取つたので、齋院の人の家まで穢に染まりました。きつと齋院の中にも穢れが到達するでしょう』ということでした」と私に伝えた。私はすぐに左大臣に知らせた。左大臣が檢非違使別当に対処を命じたところ、使別当は「今朝、左衛門志清榮を現場に派遣し、死者関係者の破壊行為をやめさせ、齋院が穢に触れないよう対処させました」と答えた。

〔注釈〕

（1）七僧

導師（院源）・呪願（定澄）・読師（成秀）・三礼（懷寿）・唄（庄命）
・散花（心蒼）・堂達（定基）。

（2）僧綱

『僧尼令』における僧綱は、僧正・僧都・律師より構成され、治部省・被管の玄蕃寮に属し、その職掌は、玄蕃頭が掌る「仏寺、僧尼名籍、供齋」に関する事務で、管轄範囲は京内に限られていた。『延喜玄蕃寮式』における僧綱の職掌も、寺院・僧・法会に関するものであり、具体的には、威儀師、從儀師、諸国講読師、諸寺院の別当、三綱や東大寺造寺所知事の補任の過程における簡定ないし審査、寺院資財管理の監督、戒牒への押署、文殊会の場合に見られるような法会の檢校、興福寺維摩会の聴衆の簡定、十五大寺安居会の法用及び読師の簡定などが挙げられる。員数は、応徳三年（一〇八六）十一月二十一日に至り、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師一人のほかに、法印四人、法眼五人、法橋一人と定められている。僧綱が法務を執行する綱所は初め薬師寺に置かれていたようであるが、いつしか西寺に置かれるようになった。また僧綱に補任された僧と凡僧との僧位に差をつける

ように申請したのは真雅であり、貞観六年二月十六日に勅許をみた。

(3) 院源(九七一〜一〇二八)

天台僧。俗姓平氏。陸奥守從四位下元平男。大僧都覺慶に師事。長徳四年(九九八)覺慶の天台座主就任に伴い、その後任として法性寺座主に補される。長保三年(一〇〇二)権律師、翌年権少僧都、寛弘七年(一〇一〇)権大僧都となるが、翌年弟子実誓に権律師を譲り辞退。長和四年(一〇一五)感神院檢校に補され、寛仁元年(一〇一七)法印に叙され、翌年封一〇〇戸を賜る。同四年十月天台座主となり、西方座主と号された。治安二年(一〇二二)勅により封五〇戸を賜り、翌年僧正に任ぜられるが、長元元年五月に至り入滅。

(4) 信乃布

平安時代、信濃国等から産出、貢上した麻布。四丈のさらし布だったらしく、麻布の普通のもので、一定の規格のものを信濃布と呼び、上等の麻布は手作布と称した。貞観十五年(八七三)の史料に見え、尾張・駿河からも信濃布を産している。『延喜大藏省式』に「凡太政官并出納諸司季祿布、以信濃布給之」と見え、官人の祿料が信濃布で給された。また、朝廷の儀式・行事に布施として多用された。藤原道長は長保三年(一〇〇二)妹東三条院(一条天皇母)の賀の布施として一四〇〇端を支出し、また寛弘元年(一〇〇四)から一二年間に、『御堂関白記』に見えるだけでも四〇二三端を私用の布施に使っている。

(5) 源為理(？〜一〇一七)

長徳二年(九九八)正月、齋院司長官に任ぜられ、以降長和五年(一〇一六)四月ごろまでの活躍が知られ、寛仁元年に卒。

(6) 検非違使別当のこと。藤原懐平。

(7) 清榮(生没年不詳)

所見は本日条のみ。詳細不明。検非違使として殺害事件の調査をした。

二十八日条 【上吹越】

【読み下し】

廿八日、辛丑。参内す。朝講^しの中間に参会す。講了りて僧侶退下す。次いで卿相。即ち夕講の鐘を打つ。出居着座す。次いで卿相参上す。請僧等参上す。法用の後、右中将頼宗講師の高座の下に就き、度者^のの由を仰す。次いで釈經・論義(講師定基^し・問者永昭^し)。永昭の言語懸河^{けんが}の如し。僧俗共に以て称嘆す。論義了りて三礼^{さんらい}、礼盤^{らいばん}に着す。次いで行香。了りて右大臣已下殿上人祿を執り僧等に被^かく。藏人右衛門尉義通、威儀師の祿を執り給い了んぬ。前例廊下に於いてこれを給う。而るに座を下り給い了んぬ。前例に違^{たが}うのみ。今日参入の諸卿、右大臣・内大臣・中宮大夫・治部卿・侍從中納言・兵部卿・勘解由長官・右衛門督・左近中将・左兵衛督・源宰相等なり。先日の勘宣旨また更に勘申しめ、今日藏人^{蔵人}惟任^{惟任}に付す。

【現代語訳】

廿八日、辛丑。私は参内し、最勝講竟日の朝講の中間に参会した。朝講が終わって僧侶は御前の座から退出し、続いて公卿達が退出したが、すぐに夕講開始の合図の鐘が打たれた。出居が座に着した。次に公卿が参上した。請僧等も参上し、法要が行われた後、右中将藤原頼宗が講師の高座の下に進んで度者を講師定基に賜ることを伝えた。その後、釈經と論義が行われた。講師は定基、問者は永昭であった。論議における永昭の音声は流れる河のように流暢であったので、僧俗共に称賛した。論義が終わって三礼の僧が礼盤に着し、三礼の文を唱えた。その後行香があり、最勝講竟日の法要が終了した。法要が終わると右大臣以下殿上人が祿を執って僧等に与えた。藏人右衛門尉橘義通が威儀師の祿を執って威儀師に与えた。前例では廊下で祿を与えるのだが、今回は僧等が座を下りるとその場ですぐに与えた。これは前例に背くものである。今日の最

勝講竟日に参入した諸卿は右大臣顕光、内大臣公季、権大納言齐信、権中納言源俊賢、同行成、同忠輔、参議有国、同懐平、同源経房、同実成、同源頼定等であった。私は先日の勘宣旨をもう一度勘申させて、今日その勘申結果の勘文を蔵人の惟任に渡して奏聞させた。

〔注釈〕

- (1) 本日は最勝講（毎年五月の吉日から五日間清涼殿で行われる年中行事）の結願。
- (2) 臨時度者。年分度者のものとは別に、時に応じて勅命により出家を許されたものをいう。
- (3) 定基（九七五〜一〇三三）
園城寺僧。寛弘四年（一〇〇七）藤原道長の金峯山参詣に同道。長和四年（一〇一五）道長の五十算賀において堂達をつとめる。同年権律師、寛仁元年（一〇一七）転正。同四年四天王寺別当に補される。藤原道長の信任を得、道長家における多くの法会の講師を務めたことが知られる。また実資は定基を道長とのパイプ役として利用していたことがうかがわれる。
- (4) 永昭（九八九〜一〇三〇）
法相宗、興福寺の僧。権大僧都にいたる。多くの法会で講師などを勤め、法話を聞いた者の多くが落涙するなど、弁才に長けていた。
- (5) 僧侶の七役の一つ。法会の読経にあたり、最初にひときわ声高に三礼の文をとなえる者。
- (6) 導師がすわる木製方形の座。

編集後記

私がこの『史人』という雑誌に初めてふれたのは、学部三年生の末か四年生の始めの頃、発行されて間もない第二号を先輩からいただいたのがきっかけだったと記憶しています。そのときにはまさか、文学部出身で下向井研究室では外様に当たる私が将来、次の号の編集作業を行うことになるうとは、思いもよらないことでした。それから十年以上の歳月が経ち、大学院生以来の史料演習や読書会、および日本学術振興会特別研究員として受け入れていただいたこと等々のご縁で編集を任せられ、ようやく、ここに『史人』第三号をお届けする運びとなりました。

先の第二号に掲載されていた、大学院史料演習での準備・発表のやりとりを問答形式で文章化した「粥時と僧前」を読んだとき、学部生ながらに、大学院の史料演習とはこういうものかと驚き、また大学院進学後には、自分自身も同じように一字一句にこだわって、できるだけ深く史料を読み込んだ発表をしたかと思つたものでした（後日、下向井先生から「あのやりとりはフィクションだ」と言われたときには、さらに驚かされましたが）。今回、大学院生の時にそういう気持ちで取り組んだ史料演習のささやかな成果を、編集担当をいいことに二本も載せてしまいました。本誌掲載の各論文や下向井研究室構成員の成果『小右記』訓読

・現代語訳・注釈

ともども、かつての私のように、本誌が少しでも後輩の刺激になり、さらに第四号・第五号と続いていくことを期待したいと思ひます。（渡邊）

史人

二〇一一年五月三十一日発行 第三号

編集発行 広島県東広島市鏡山一丁目一一

広島大学大学院教育学研究科下向井研究室

（郵便番号 七三九一八五二四）

TEL 082-424-7065（ダイヤルイン）

E-mail shimoken@hiroshima-u.ac.jp